# 防府市こども計画(案)

~ ほうふっ子みらいプラン ~

令和7年3月 山口県防府市

# 目 次

第1章 計画の概要4
1 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 計画の背景と趣旨
(2)計画の位置づけ
(3)計画の期間
(4)計画の対象
(5) 計画の策定体制 7
第 2 章 防府市の現状と課題
1 防府市の現状
2 アンケート調査結果の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 防府市の課題28
第3章 基本的な考え方
1 計画の基本理念30
2 計画の基本目標
3 計画の体系図32
第4章 施策の展開33
第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画
第 6 章 計画の推進体制

参考資料



計画の概要

## 1 計画の策定にあたって

#### (1)計画の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行や、核家族世帯の増加、保護者の就労状況の多様化、地域における人と人との関わりの希薄化、さらに近年、児童虐待やヤングケアラー問題が顕在化するなど、こどもや若者、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。これらの課題に対応するためには、行政と地域が一体となって、こども・若者や子育て家庭に寄り添いながら、地域全体で支援してくことが一層求められています。

本市では、平成 17 年(2005 年) 3 月に次世代育成支援対策推進法に基づき、 「防府市次世代育成支援行動計画」を策定し、こどもと子育てにやさしい社会の構築を目指し、各施策に取り組んできました。

平成 27 年(2015 年)には、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などを定めた「第1期防府市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和 2 年(2020 年)からは、これまで進めてきた「防府市次世代育成支援行動計画」も引き継ぐ形で、「第2期防府市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもや子育て家庭への支援を推進してきました。

このような中、国においては、令和5年(2023年)4月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である、こども基本法が施行されるとともに、こども政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として「こども家庭庁」を設置されました。さらに、同年12月に、こどもの基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

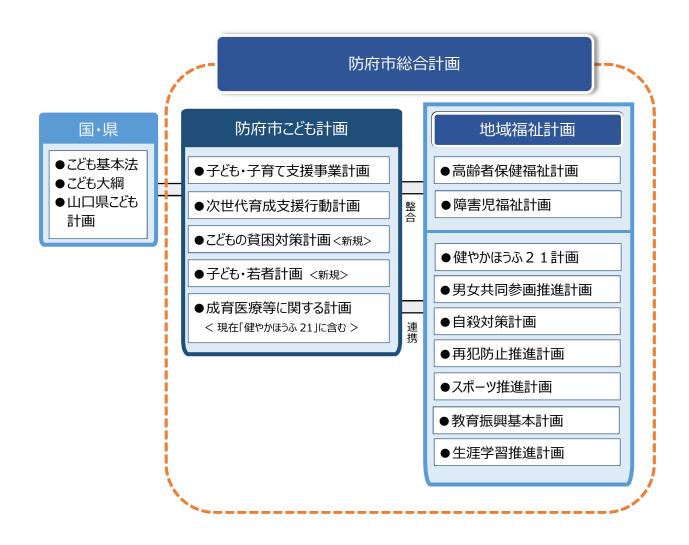
これらのことから、妊娠前から出産・子育て、こどもの社会的自立まで、切れ目ない支援を行うために、こどもと子育て家庭に対する支援やこども・若者の健全育成、こどもの貧困の解消に向けた対策、ひとり親家庭の自立支援のための施策など、こどもの成長段階と困難な状況に応じた支援を一体的に盛り込んだ総合的な計画として、国の「こども大綱」及び山口県の「こども計画」を勘案した「防府市こども計画」を策定します。

#### (2) 計画の位置づけ

こども基本法第 10 条に規定されている「市町村こども計画」に位置付けられ、本市における行政運営の最上位計画である「防府市総合計画」の個別計画とします。

また、以下の法定計画等を包含する総合的な計画とします。

- ① 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ③ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画」
- ④ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ⑤ 成育基本法に基づく「成育医療等に関する計画」



#### (3)計画の期間

計画の期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。

計画の期間内においては、毎年度施策の点検と評価を行い、計画の進捗状況や社会情勢の変化、国の動向などを踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

#### (4)計画の対象

計画の対象は、こども(O 歳から概ね 18 歳まで)及び若者(概ね 13 歳から30 歳まで、施策によっては概ね 39 歳まで)とその家族とします。

#### (5) 計画の策定体制

計画の策定にあたり、子育てニーズやこども・若者の生活実態、将来設計に関する意識等について把握するためのアンケート調査の実施や、こどもの意見を反映させるため、小学5年生から中学2年生までの児童・生徒で構成される「防府市こども会議」にて意見を聴取するとともに、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、「防府市子ども・子育て会議」及び、こども施策の総合的な推進に関し協議する「防府市こども施策推進協議会」で検討・審議を行いました。

また、広く市民から意見を聴取し、計画に反映するためパブリックコメントを 実施しました。

#### ①アンケート調査の実施

A. 防府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

対象者	市内在住の未就学児の保護者市内在住の小学生の保護者			
抽出方法	層化無作為1			
調査方法	郵送による配布・回収			
調査期間	令和6年3月6日~3月19日			
回答状況	配布数 回答数 回答率	2,000 人 966 人 48.30%	配布数 回答数 回答率	2,000 人 902 人 45.10%

<sup>1</sup> 層化無作為 母集団をいくつかの層に分け、各層から標本を取り出す方法。

## B. 防府市こどもの生活実態調査

対象者	市内小学 5 年生の児童市内中学 2 年生の生徒及びその保護者及びその保護者			
抽出方法	全数			
調査方法	学校を通じて配布・回収			
調査期間	令和6年1月15日~1月26日			
回答状況	配布数 回答数 回答率	812人 752人 92.61%	配布数 回答数 回答率	800 人 681 人 85.13%

## C. 防府市こども・若者の意識と生活に関する調査

対象者	市内に居住する小学 5・6 年生及び中学生	市内に居住する 高校生程度	市内に居住する 18~39 歳の若者
抽出方法	全数	全数	層化無作為
調査方法	学校を通じて配布、 インターネット回答	郵送による配布、 インターネット回答	郵送による配布、 郵送またはインター ネット回答
調査期間	令和5年7月19日 ~8月24日	令和5年8月1日 ~8月31日	令和5年12月 20日~令和6年 1月5日
回答状況	配布数 4,727 人 回答数 755 人 回答率 15.97%	配布数 3,075 人 回答数 557 人 回答率 18.11%	配布数 5,500 人 回答数 1,638 人 回答率 29.78%

## ②防府市こども会議の開催

対象者	ほうふみらい塾2塾生(小学5年生~中学2年生)
開催日	令和5年11月11日(土)
内 容	テーマ:「ほうふっ子が想像☆創造する未来の防府」 「防府のどこが好きですか」、「防府がもっとこうなったらいい のにな」など、グループで話し合った後、発表を行いました。

※会議の詳細については「参考資料」に掲載

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> **ほうふみらい塾** 次世代の防府市のリーダーを育成するため、市内の児童・生徒を募って実施する教育活動。防府市の人材 や企業・文化財等の豊かな社会資源を活かして体験的な講座を実施している。

## ③会議の開催状況

## 防府市子ども・子育て会議

日付	主な内容
令和6年8月23日	<ul><li>・第2期防府市子ども・子育て支援事業計画の令和 5年度事業実績について</li><li>・第3期防府市子ども・子育て支援事業計画(案) について</li></ul>
令和6年11月7日	<ul><li>第3期防府市子ども・子育て支援事業計画(案) について</li></ul>

## 防府市こども施策推進協議会

日付	主な内容
令和5年8月21日	<ul><li>こども未来戦略方針について</li><li>防府市の子育て施策について</li></ul>
令和5年11月14日	<ul><li>ほうふっ子未来方針について</li><li>こども計画ニーズ調査について</li></ul>
令和6年7月23日	・(仮称) 防府市こども計画(案) について
令和6年8月23日	・(仮称) 防府市こども計画(案) について
令和6年11月7日	・(仮称) 防府市こども計画(案) について

## 防府市子ども・子育て行政推進委員会

日付	主な内容
令和6年7月9日	<ul><li>第2期防府市子ども・子育て支援事業計画の進捗 状況について</li><li>(仮称)防府市こども計画(案)の策定について</li></ul>

## ④パブリックコメントの実施

提出期間	令和6年12月20日から令和7年1月20日まで
提出者	
提出件数	



# 防府市の現状と課題

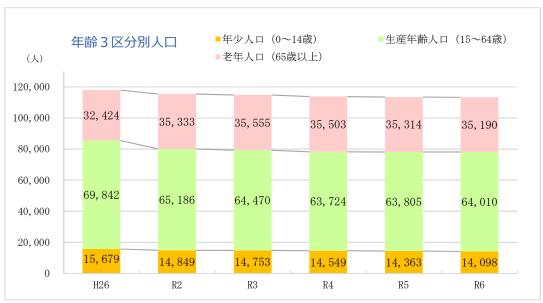
## 1 防府市の現状

#### (1)人口・世帯数の推移と将来推計

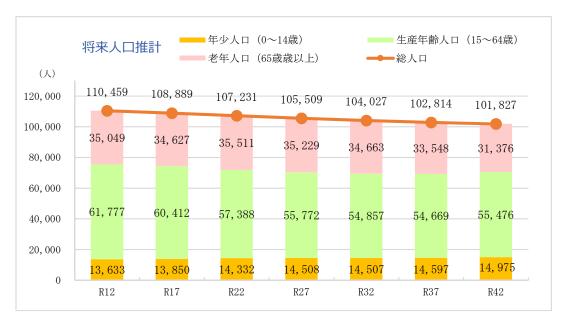
本市の総人口は、減少傾向にありますが、ほぼ横ばいで推移しています。また、 平成26年(2014年)と令和6年(2024年)の年齢3区分別人口を比較すると、少子高齢化が進行していることが分かります。

国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づくと、本市の人口は9万人まで減少すると見込まれていますが、防府市人口ビジョンにおいて、出生率の向上や社会減に歯止めをかけることにより、将来にわたって人口10万人を維持することを目指しています。





【資料:住民基本台帳(各年3月末時点)】



【資料:防府市人口ビジョン】

#### (2) 家族類型別世帯数の推移

核家族世帯(夫婦のみ、夫婦と子、男親と子、女親と子)の変化をみると増加 傾向にあります。また、単身世帯も一貫して増加しています。



【資料:国勢調査】

#### (3) 就業状況

本市の年齢階級別就業率は、平成22年(2010年)と令和2年(2020年)を比較して、いずれの年代も増加しています。



【資料:国勢調査】

## (4) 出生数と合計特殊出生率3

本市の出生数は、減少傾向となっていますが、令和5年(2023年)の出生数は、前年と比べ増加しています。また、合計特殊出生率については、全国平均は上回っているものの、減少傾向となっています。



【資料:県保健統計年報、人口動態調査】

 $^3$  合計特殊出生率 その年次の $15\sim49$ 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

#### (5) 支援を必要とする妊婦の割合

妊娠届けの数は年々減少していますが、高齢初産や多胎妊娠4等、妊娠中から支援を必要とする妊婦の割合は、増加しており、令和5年(2023年)は2割となっています。



※妊娠届出数は、転入妊婦を含む数

#### 【資料:市こども相談支援課資料】

## (6) こどもの人口の推移

本市のこどもの人口及び人口割合ともに減少しています。

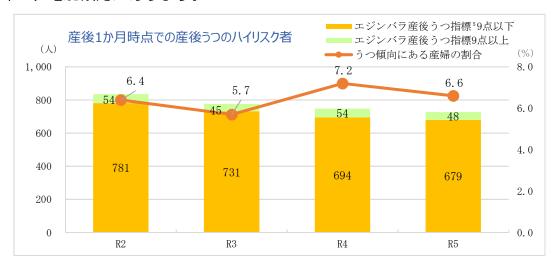


【資料:住民基本台帳(各年3月末時点)】

<sup>4</sup> 多胎妊娠 2人以上の胎児を同時に妊娠すること。

## (7) 産後うつ傾向にある産婦の状況

産後1か月で行う、産婦健康診査における産後うつ傾向にある産婦の割合は、 年々、増加傾向にあります。



【資料:市こども相談支援課資料】

## (8) 子育てに対する気持ち

乳児期の子育てをする母親の3割が、子育てについて不安や辛さを感じており、 月齢が上がると増加しています。



【資料:市こども相談支援課資料】

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> **エジンバラ産後うつ指標** 産後うつ病のスクリーニングを目的として作られた10項目の質問票。9点以上、または質問 10の該当者を「産後うつ病のハイリスク」としている。

## (9) 未就学児の人口の推移

未就学児(O~5歳児)の人口は、年々、減少傾向にあります。



【資料:住民基本台帳(各年3月末時点)】

## (10) 幼稚園、保育施設の利用状況の推移

未就学児の人口は減少傾向にありますが、保育施設の利用者数は横ばいで推移しています。



【資料:住民基本台帳、市子育て推進課資料(各年5月1日時点)】

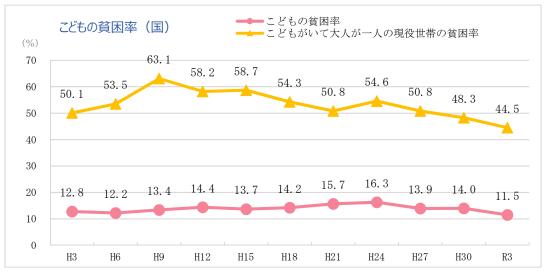
※幼稚園には、認定こども園(幼稚園部分・幼稚園機能部分)が含まれます。



【資料:住民基本台帳、市子育て推進課資料(各年5月1日時点)】 ※保育施設には、認可保育所、認定こども園(保育所部分・保育所機能部分)、地域型保育事業が 含まれます。

## (11) こどもの貧困に関する状況

厚生労働省が令和3年(2021年)に実施した国民生活基礎調査によると、 我が国のこどもの貧困率<sup>6</sup>は11.5%と、それ以前より改善しているものの、約8.7人に1人のこどもが相対的貧困<sup>7</sup>の状態にあります。特に、大人一人でこどもを育てる世帯の貧困率は、44.5%となっています。



【資料:厚生労働省 国民生活基礎調査】

<sup>6</sup> こどもの貧困率 17歳以下のこども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下のこどもの割合。貧困状態にあるこどもの割合。貧困線とは等価可処分所得(世帯の可処分所得(手取り収入に相当)を世帯人員の平方根で割ったもの)の中央値の半分の額。令和3年度の厚生労働省の調査では、貧困線は127万円となっている。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 相対的貧困 国や地域社会において平均的な生活水準よりも相対的に低い水準にある状況。

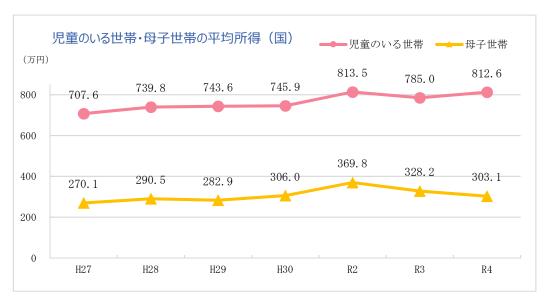
#### (12) ひとり親家庭の状況

母子世帯数は増加傾向にありましたが、令和2年(2020年)は減少しています。父子世帯については、100世帯前後で推移しています。

また、我が国の所得状況をみると、令和4年(2022年)の児童のいる世帯の 平均所得は812.6万円ですが、母子世帯では303.1万円となっており、母子世 帯の平均所得は児童のいる世帯の平均所得と比較し、低い状況が続いています。



【資料:国勢調査】



【資料:厚生労働省 国民生活基礎調査】

## (13) 障害に関する状況

本市の 18 歳未満の障害者手帳の所持者は増加傾向にあります。特に、知的障害児に交付される療育手帳所持者が増加しています。



【資料:市障害福祉課資料】

## (14) 児童相談受付の状況

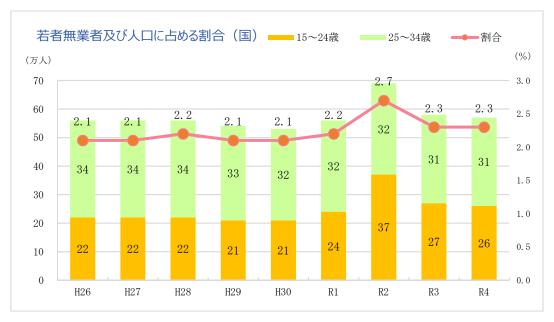
本市の児童相談(児童虐待相談、育成相談等)件数は、年々、増加傾向にあります。



【資料:市こども相談支援課資料】

## (15) 若者無業者®

我が国の若者無業者の推移をみると、令和 2 年(2020 年) 平均で 69 万人と、前年に比べ 13 万人の増となりましたが、それ以降は、以前の数値と同様に推移しています。



【資料:総務省 労働力調査】

-

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 若者無業者 15歳から34歳の非労働力人口のうち家事も通勤もしていない者。

## 2 アンケート調査結果の状況

## (1) 重要だと思う子育て施策

重要だと思う子育で施策として、未就学児保護者、小学生保護者のいずれも 「安心して子どもが医療機関にかかれる体制」が最も多く、次いで「交通事故の ない安全な道路環境」となっています。

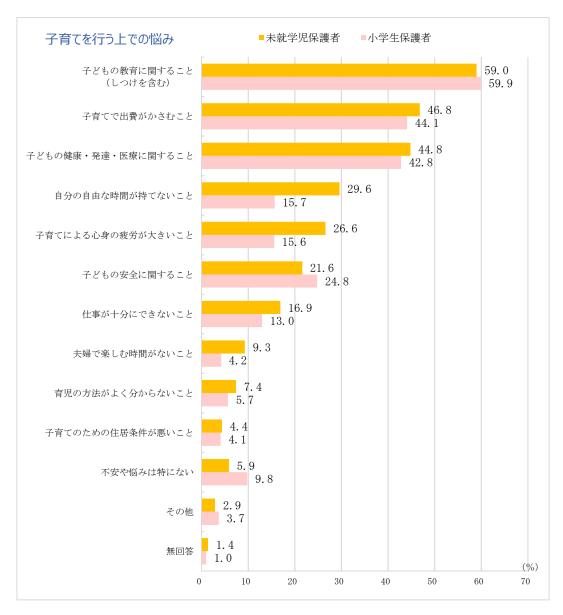




【資料:防府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査】

## (2) 子育てを行う上での悩み

子育てを行う上での悩みとして、未就学児保護者、小学生保護者のいずれも「子どもの教育に関すること(しつけを含む)」が最も多く、次いで「子育てで出費がかさむこと」となっています。

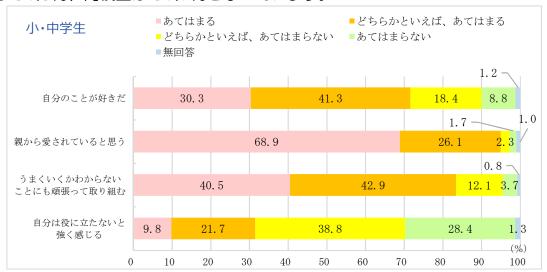


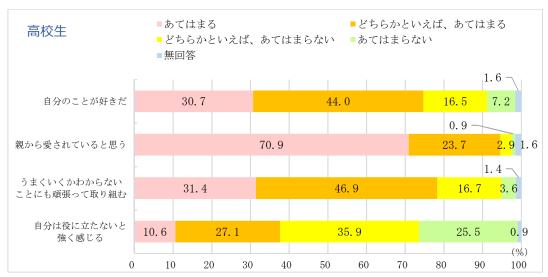
【資料:防府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査】

## (3) 自己肯定感

自分のことが好きかという質問に対し、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合は、小・中学生は71.6%で、高校生は74.7%となっています。

また、自分は役に立たないと強く感じるかという質問に対しては、小・中学生は31.5%、高校生は37.7%となっています。

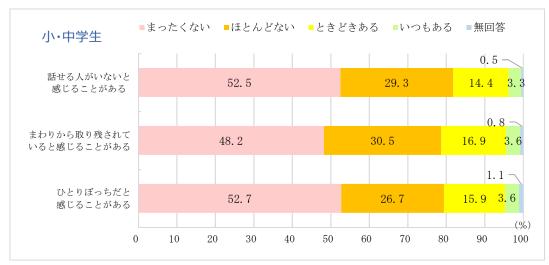


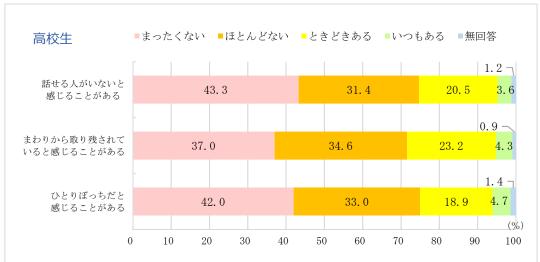


【資料:防府市こども・若者の意識と生活に関する調査】

## (4) 孤独感

#### 全ての項目において、年齢を重ねるにつれ孤独感を感じる傾向にあります。







【資料:防府市こども・若者の意識と生活に関する調査】

#### (5) 等価世帯収入<sup>9</sup>

アンケート集計の結果、等価世帯収入の中央値は290.69万円、中央値の1/2 の値は145.34万円となっています。

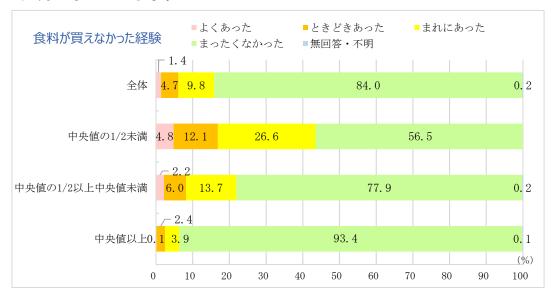
収入が低い水準の世帯(中央値の 1/2 未満)は、全体で 8.7%、収入が中低位の水準の世帯(中央値の 1/2 以上中央値未満)は、35.1%となっています。



【資料:防府市こどもの生活実熊調査】

## (6) 食料が買えなかった経験

過去 1 年間に食料が買えなかった経験は、収入が低い水準の世帯(中央値の 1/2 未満)では、「よくあった」から「まれにあった」までの合計の割合が 43.5%となっています。

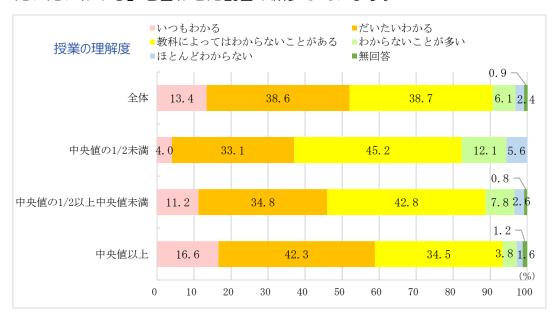


【資料:防府市こどもの生活実態調査】

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> **等価世帯収入** 世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったもの。等価世帯収入の中央値の 1/2 未満に該当する世帯を相 対的に貧困の問題を抱えている世帯という。

## (7)授業の理解度

授業の理解度については、等価世帯収入が少なくなるに従い、「いつもわかる」 「だいたいわかる」を合わせた割合が減少しています。



【資料:防府市こどもの生活実態調査】

#### 3 防府市の課題

高齢初産、多胎妊娠など、妊娠中から支援を必要とする妊婦もいます。また、産婦健診の結果、産後うつ状態が疑われる産婦の割合は増加しています。

乳児期の母親には、子育てを行う上で孤立感や不安感があります。また、 こどもの教育や経済的な負担への悩みなど、未就学、就学後ともに様々な悩 みがあります。

核家族化が進むなど、相談相手が少なくなる中で、誰もが安心して妊娠、 出産、子育てしていくためには、こども家庭センターだけでなく、地域で気 軽に相談できる環境づくりが必要です。

児童虐待、ヤングケアラー10やひきこもり11等の状態にあるこども等に対しては、早期に適切な支援をすることが重要です。そのためには、児童虐待等を正しく理解することが必要になります。

また、発達が気になるこどもは増加傾向にあり、早期に一人ひとりに応じた支援につなげることが必要です。

地域全体で妊婦やこども、子育て家庭のことを気にかけ、困りごとをキャッチした場合には、必要な相談や適切な支援につなぐことが大切です。

そのため、相談や支援を行う医療機関や学校、保育所・幼稚園等の関係機関や、地域の子育て支援団体との連携が重要となり、お互いに情報共有を図るなど、ネットワークをさらに充実し、顔の見える関係づくりを進める必要があります。

本市の年齢階級別就業率は、男性、女性ともにいずれの年代でも上昇しており、共働き家庭は増加していることが推測されます。仕事と子育てを両立できるよう、延長保育や休日保育など、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスが必要です。

また、事業者においては、働きやすい職場の環境づくりが必要です。

1º ヤングケアラー 本来、大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> **ひきこもり** 職場や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6 か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。

第3章

基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

## 基本理念

## ほうふっ子の笑顔と夢があふれるまち ほうふ

こども・若者は社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。 笑顔は、親や地域の人も笑顔にします。 夢は、明るい未来を創造します。

ほうふっ子の笑顔と夢があふれるまちになるよう、ほうふっ子を全力応援します。

本計画では、全てのほうふっ子が等しく身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができるよう、妊娠前から出産、子育てまで切れ目ない支援を推進するとともに、地域全体でほうふっ子の健やかな成長を支えます。



## 2 計画の基本目標

基本理念を踏まえ、計画における施策や事業の推進を図るため、次の4つの基本目標を定めます。

## 基本目標 I こどもを産み、育てる喜びや楽しさが実感できるまち

妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、こどもが健やかに育つことができるよう、妊娠前から出産、子育てまでの切れ目ない支援を充実するとともに、子育て家庭への経済的な支援に取り組みます。

## 基本目標Ⅱ こどもが健やかに成長するまち

こどもが健やかに育ち、親も安心して働けるよう、多様なニーズに沿った保育サービスを提供します。

こどもの健やかな成長を支援する環境づくりに向け、遊びや生活の場を 提供することで、児童の健全育成を図ります。

## 基本目標Ⅲ こども・若者や家庭にしっかり寄り添い支えるまち

こどもの命が守られて成長し、差別されず、こどもにとって最もよいことを第一に考えられる社会になるよう、こどもの権利に関する周知と理解促進、児童虐待の防止や発生予防、早期発見・早期対応に向けた取り組みや、障害があるこどもの支援に取り組みます。

## 基本目標IV こども・若者を地域全体で支えるまち

地域全体でこどもの育ちや子育て家庭を温かく見守り、支える仕組みや 環境を整えます。また、結婚・妊娠、こども・子育てを大切にするという 意識を、社会全体で共有できるよう取り組みます。

## 3 計画の体系図

基本理念	基本目標	施策の方向
		1 妊娠前から出産・子育てまで切れ目ない支援 をします
	I <i>こど</i> もを産み、育てる喜びや楽し さが実感できるまち	2 子育て家庭を経済的に支援します
		3 子育てと仕事の両立に向け、子育てしやすい環 境を整備します
ほ		1 保育園等の保育・教育環境を充実し多様なニーズに対応します
ラふっ子	Ⅱ こどもが健やかに成長するまち	2 放課後の児童等の健全育成に努めます
ほうふっ子の笑顔と夢があふれるまち	11 こともか経でかに放長するまち	3 学校の教育環境を整備します
夢があ		4 心身の健全育成を推進します
ふれるま	Ⅲ こども・若者や家庭にしっかり寄り 添い支えるまち	1 児童虐待等の未然防止と適切な支援に取り組みます
		2 障害のあるこども等や発達が気になるこども等 を支援します
ほうふ		3 ひとり親家庭を支援します
		4 青少年の非行・被害防止や自立を支援します
		5 生活に困難を抱えるこども等を支援します
		1 こども・若者の安全を確保します
	IV こども・若者を地域全体で支える まち	2 こども・若者の居場所づくりを促進します
		3 地域全体でこども・子育て家庭を支える取組 を推進します

第4章

施策の展開



## こどもを産み、育てる喜びや楽しさが実感できるまち



施策の方向

1 妊娠前から出産・子育てまで切れ目ない支援をします

保健師、助産師や保育士等、専門職が常駐したこども・子育ての拠点である「こども家庭センター」を中心に、専門機関と連携し、妊産婦、こども、子育て家庭等に関する全ての相談を受け、一人ひとりに寄り添った支援をします。

特に、妊娠期から出産期は、心身の変化が大きく、不安や悩みが多くなる時期です。核家族化が進む中、育児のサポートがいない妊産婦も増加しています。心身の不調や育児に不安を抱える親が安心して子育てができるよう、産前産後の支援の充実を図ります。

#### 【主な取組】

●妊産婦、子育て家庭等の不安の軽減を図るとともに、孤立感を感じることのないよう支援します。 <取組No.2・4・5・7~9・13~15・22>

妊娠前から産後、子育で期まで、こどもの成長とともに様々な悩みがあります。 こうした悩みに対して、保健師、助産師や保育士等がこども家庭センターにおいて相談に応じるとともに、毎月、月齢ごとに行う乳幼児相談、保健師や助産師等による家庭訪問、1 歳 6 か月児健診等の乳幼児健康診査、母子保健推進員12による家庭訪問等で一人ひとりの話を聴き、医療機関等関係機関と連携を図り、悩みや不安の軽減に努めます。その中でも特に支援が必要な妊産婦、親子に対して、保健師、助産師による継続した家庭訪問を行います。

さらに、相談窓口や子育て支援センター、 子育て支援団体が行う集いなどの情報を効果 的に発信するとともに、同じ立場にある親子 が交流できる場を開催など、孤立感を感じる ことがないよう支援します。



-

<sup>12</sup> **母子保健推進員** 市から依頼を受け、子育てしている家庭と行政のパイプ役となり、母子保健サービスの紹介や同じ地域 に暮らす身近な存在として子育ての相談に応じている。

#### ●産後うつ状態を早期発見し、適切な支援に努めます。<取組No.2・4・8~11>

産後は、ホルモンの変化や育児ストレスなどで精神的に負担のかかる時期です。 産婦健康診査や、産後1~2か月に全ての産婦に行う「産後面談」等で、産婦の心身

の状況を把握し、産後ケア事業や家庭訪問を行います。

特に精神的にうつ状態にある産婦については、臨床心理士によるカウンセリングを行う等、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。



#### ●「ほうふっ子応援パッケージ」を実施します。 <取組№3・17・18・23>

葉酸サプリメントの配布、妊婦さんへの旬の地元食材の贈呈や新小学一年生への 児童用かばんの贈呈など、妊娠前から子育てまでの本市独自のこども・子育て支援 施策を「ほうふっ子応援パッケージ」として実施します。

「ほうふっ子応援パッケージ」の取組内容については、市民ニーズ等を踏まえ、 見直しを行います。

No.	取組	内容	担当課
1	不妊治療費の助成	配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助 成します。	こども相談支援課
2	全ての妊産婦との面談	妊娠届出時、出産後に全ての妊産婦と伴走型 相談支援の面談を行い、面談を受けた妊産婦に 経済的支援を目的とした給付を実施します。	こども相談支援課
3	妊婦とこどもの健 康・成長サポート	葉酸サプリの配布や食育等を通して、妊婦の 健康とこどもの健やかな成長をサポートしま す。	こども相談支援課
4	相談窓口の設置	全ての妊産婦、子育て家庭に対して、保健師、助産師等が電話・来所・家庭訪問・メール・Webによる相談支援を行い、育児不安の軽減を行います。	こども相談支援課
5	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるために妊婦健康診査を実施します。	こども相談支援課
6	妊産婦歯科健康診査	妊産婦の口腔衛生の向上を図ることにより、 胎児の健全な発育を促すとともに、妊産婦及び その家族の歯科保健意識や健康観の向上を図る ために妊産婦歯科健康診査 1 回分の費用を助成 します。	こども相談支援課

No.	取組	内容	担当課
7	両親学級	妊婦とパートナーを対象に、保健師・助産師・管理栄養士等の講話や妊婦体験ジャケットや赤ちゃん人形を用いた体験を通じて、出産・子育てについての心構えや知識を学ぶ教室を開催します。	こども相談支援課
8	産前サポート「プレ ママまんまるサロ ン」	妊娠期からの仲間づくりを行い、子育てをする時の孤立感を軽減するために、交流会を開催します。	こども相談支援課
9	母子保健訪問指導	保健師、助産師等が、妊産婦、新生児、乳幼児の家庭訪問を行い、個々に応じた保健指導を 行います。	こども相談支援課
10	産婦健康診査	産後うつ等により支援が必要な産婦を早期発 見し、支援を行うため、産後2週間と1か月の 時期に産婦人科等で産婦の健診を行います。	こども相談支援課
11	産後ケア事業	心身のケアや授乳相談、育児のサポート等の 産後ケアを必要とする母子に対し、医療機関等 で宿泊・日中一時滞在を行うほか、心身の不調 がある産婦に対し、臨床心理士のカウンセリン グを行います。	こども相談支援課
12	新生児聴覚検査	先天的な耳の聞こえの障害を早期に発見し、 早期に適切な療育や医療を受けることができる よう、新生児聴覚検査を行います。	こども相談支援課
13	乳幼児健康診査	乳幼児の疾病の早期発見や発育・発達の確認 を行うとともに、育児や発達等の不安について の相談に応じ、必要な支援につなげます。	こども相談支援課
14	乳幼児相談	育児等の不安が解消できるよう、保健師や助 産師、栄養士・保育士等による育児相談を行い ます。	こども相談支援課
15	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児がいる家庭を母子保健 推進員が訪問し、親子の心身の状況や養育環境 等を把握するとともに、不安や悩みに対する相 談に応じ情報提供を行います。	こども相談支援課
16	離乳食教室	離乳食を始める保護者を対象に離乳食の教室 を開催します。	こども相談支援課
17	県産木材の積木プレ ゼント	木と触れ合い、こどもの心を豊かにする、木 育を推進するため、県産の木材を使用した積木 を 1 歳 6 か月健診対象者のこどもに贈ります。	農林漁港整備課
18	食育の絵本のプレゼ ント	こどもが食べる楽しさや、食事に関心を持つ ことができるよう、3歳児健康診査を受診した 親子へ、食育に関する絵本を1冊贈ります。	こども相談支援課
19	5歳児発達相談会	こどもの発達特性を保護者等が理解し、適切 な環境設定を行うことにより支援へつなげ、育 児不安を解消します。	こども相談支援課
20	予防接種	定期予防接種及びおたふくかぜワクチンの助 成により、感染症の発症、まん延を防ぎます。	こども相談支援課

No.	取組	内容	担当課
21	産科医等の確保支援	民間の医療機関の産科医等を確保するため、 医師等に分娩手当を支給している市内の医療機 関に補助を行います。	健康増進課
22	夜間小児救急医療	医師会など関係機関との連携により夜間小児 救急を開設しています。	健康増進課
23	児童用かばん支給	新小学 1 年生全員に市独自の軽くて安全・安心、コンパクトな児童用かばんを支給します。	学校教育課



#### 2 子育で家庭を経済的に支援します

子育てに関する不安の中で大きな割合を占める経済的不安の解消に向け支援します。

#### 【主な取組】

#### ●乳幼児・子ども医療費を助成します。

<取組№4・5>

高校生年代までの医療費にかかる自己負担分を助成し、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの保健の向上と福祉の増進を図ります。



#### ●児童手当を支給します。

#### <取網№3>

高校生年代までの児童を養育している方に児童手当を支給し、家庭等における生活の安定及び次代の社会を担うこどもの健やかな成長を促進します。

### ●幼児教育・保育の保育料を助成します。

#### <取組№6・7>

保育所、幼稚園、認定こども園13などを利用する3歳 児以上のこども、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳 児クラスまでのこどもの利用料を無償化し、子育て家庭 の経済的な負担を軽減します。

さらに、保育の必要性がある第2子以降の3歳未満児の保育料も無償化します。



保育所、幼稚園、認定こども園の保育料

	3~5 歳児		
第1子		第2子以降	(幼稚園含む)
住民税課税世帯	住民税非課税世帯	为乙丁以阵	
全額保護者負担	無償化	無償化	無償化

#### ●生活に困窮する家庭の日常生活を支えるための取組を進めます。 <取組№8>

経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費や修学旅行費等を支給します。

<sup>13</sup> 認定こども園 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園・保育所の両方の機能をもつ施設。

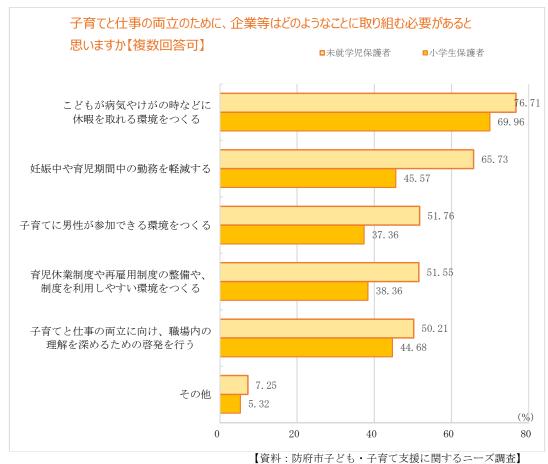
No.	取組	内容	担当課
1	養育医療費の助成	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要 とする乳児の、指定医療機関での入院治療費を 公費で負担します。	こども相談支援課
2	助産扶助費の助成	市民税非課税世帯等を対象に、出産に要した 費用の一部を助成します。	子育て推進課
3	児童手当の支給	高校生年代までのこどもの養育者に手当を支 給します。	子育て推進課
4	乳幼児医療費の助成	小学校就学前児童の医療費を無償化します。	子育て推進課
5	子ども医療費の助成	小学生から高校生年代までの医療費を無償化 します。	子育て推進課
6	幼児教育・保育の無 償化	3歳から5歳までの保育所、幼稚園、認定こ ども園などを利用するこどもの利用料を無償化 します。0歳から2歳までの住民税非課税世帯 のこどもも対象とします。	子育て推進課
7	第2子以降の保育料 無償化	保育の必要性がある第2子以降の3歳未満 児の保育料を無償化します。	子育て推進課
8	就学援助	経済的な理由により就学困難と認められる児 童・生徒の保護者に対して必要な援助をしま す。	学校教育課
9	高等学校入学準備金 の貸付け	高等学校に入学する生徒の保護者で、経済的 な理由により入学準備金の調達が困難な人に、 必要な資金を貸し付けます。	教育総務課
10	奨学資金の貸付け	経済的な理由のため修学が困難な人に、必要 な資金を貸し付けます。	教育総務課
11	定住促進奨学金返還支援	定住促進奨学金の貸付けを受け、かつ大学等 卒業後、継続して3年以上市内に定住した人に 定住促進奨学金の返還を支援します。	教育総務課

#### 施策の方向 3 子育てと仕事の両立に向け、子育てしやすい環境を整備します

共働き世帯の増加や、働き方改革などの社会的背景からも、仕事と子育てを両立 するためのサポートへのニーズが高まっています。

男女で育児・家事を分担し、キャリア形成との両立が可能となる環境整備や、父親の子育て参加に向けた取組を推進します。





#### 【主な取組】

### ●企業における男性の子育て参画に向けた取組を推進します。 <事業№1~3>

やまぐち "とも×いく"の定着を図り、男性の育児休業の取得促進や労働時間短 縮を働きかけるなど、ゆとりある豊かな家庭生活を確保し、子育てに参画しやすい 職場環境が実現されるよう、企業に対する意識啓発などの取組を推進します。



#### "とも×いく"とは

「共育て」という意味と、家族や地域社会、企業 なども「ともに・もっと・いくじに・くわわっ て」という願いを込めており、山口県全体で子育 て中の方を応援し、共に育てることが当たり前の 社会を実現していくことを示しています。









#### ●再就職希望者を支援します。

## <事業№4>

出産や子育てを理由とした退職者の相談を行い、ハローワーク等の就労支援機関 につなげていくとともに、キャリア形成のためのセミナーを開催するなど、再就職 を支援します。

#### ●男女が協力して行う子育で・家庭生活を推進します。

#### <事業№5>

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに協力して、 子育てや家事が行われるよう啓発活動や、家事・料理講座を実施します。





No.	取組	内容	担当課
1	育児休業制度の定着・ 促進	関係機関との連携の下、育児休業制度の普及、啓発を図るとともに、市内事業所の働き 方改革を促進することで、育児休業を男性、 女性ともに取得しやすい環境づくりの支援に 努めます。	商工振興課
2	労働時間短縮の促進	ゆとりある豊かな家庭生活を確保するため、完全週休2日制やノー残業デー運動、年次有給休暇取得促進等の広報、啓発活動を行い、市民、企業、団体等へ労働時間の短縮を働きかけます。	商工振興課
3	多様な働き方への支援	多様な働き方の推進に取り組む企業への支援を通じて、誰もが働きやすい社会の形成を目指します。	商工振興課
4	再就職希望者等に対する支援	出産や子育てを理由とした退職者の再就職を支援するため、相談窓口を設置し、ハローワーク等の就労支援機関への登録につなげます。また、キャリア形成のための学びなおしの場となるセミナーを開催します。	商工振興課
5	男女共同参画講座	男性の家事や育児など家庭生活への参画を 促進するため、参加しやすい各種講座等を開 催します。	福祉総務課



# 【指標】基本目標 I

指標	現在値	目標値
19	(R6 年度)	(R11 年度)
ゆったりとした気持ちで子育てができる親の割合 (3か月健診)	92.9% (R5)	100%
育児をする中で気分が沈む、イライラしたり、辛いと 感じる親の割合	34.9% (R5)	減少
安心してこどもを産み育てられる支援が充実している と思う保護者の割合 (未就学児の保護者)	63.4% (R5)	100%
父親の育児休業取得率 (未就学児の保護者)	21.6% (R5)	80.0%



# こどもが健やかに成長するまち









施策の方向

1 保育園等の保育・教育環境を充実し多様なニーズに対応します

希望する全ての家庭が安心してこどもを預けて働くことができるよう、幼児教育・保育サービスの質のさらなる向上を図ります。また、保護者の様々な就労形態 や多様化する保育ニーズに対応できるよう取組を進めます。

#### 【主な取組】

### ●保護者の多様な保育ニーズに応じたサービス提供を図ります。 <取組M.1~6>

育児疲れなど、一時的に家庭での保育が困難となった未就園児を保育所、幼稚園、認定こども園などで保育を行う「一時預かり」や、保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難になったとき、一定期間、児童養護施設<sup>14</sup>等において児童の養育を行う「ショートステイ<sup>15</sup>・トワイライトステイ<sup>16</sup>」を行います。

また、就労要件を問わず利用できる「こども誰でも通園制度」を並行して実施することで、保護者がリフレッシュする機会と、こどもの成長発達に資する豊かな経験を提供します。

#### ●保育サービスの質の向上に努めます。

保育士等に対する研修を実施するとともに、3 歳未満児クラスへの加配に対して補助を行います。

さらに、こども主体の保育を実現できるように、保育活動のうち、特に繁忙な時間帯(登園時、プール活動時など)にスポット的な支援員の配置に対して補助を行います。

<取組№7~9>



<sup>14</sup> **児童養護施設** 児童福祉法に定められた児童福祉施設の一つ。保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上、養護を要する児童を入所させ、養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを目的とする施設。

<sup>15</sup> **ショートステイ** 保護者が疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う。

<sup>16</sup> **トワイライトステイ** 保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急時に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる。

# ●保育施設等の整備や老朽化に対する改修等に補助を行います。 <取組№10>

老朽化した保育施設等の改修等を行うことにより、安全・安心な保育環境等を整 えます。

No.	取組	内容	担当課
1	ショートステイ、 トワイライトステイ	保護者の疾病等により家庭での養育が一時的 に困難になったとき、一定期間、児童養護施設 等においてこどもを養育、保護します。	こども相談支援課
2	一時預かり	育児疲れや緊急の場合など、一時的に家庭で の保育が困難となった児童を保育所等で保育し ます。	子育て推進課
3	延長保育	通常の利用日及び利用時間以外の日、及び時間において延長保育を実施します。	子育て推進課
4	休日保育	日曜・祝日等の休日に、保護者の仕事等によ り家庭において保育することができない児童を 保育します。	子育て推進課
5	病児保育 (病後児保育)	病気や病気の回復期のため集団保育が困難な 児童を、仕事等により家庭で保育できない保護 者に代わって一時的に預かり、保育します。	子育て推進課
6	こども誰でも通園制度	保護者のリフレッシュや、こども同士の触れ合いの機会をつくるため、6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもを対象に、国が定める月一定時間までの利用枠で保育を行います。	子育て推進課
7	支援が必要なこども の受入れ	各保育所で医療的ケア児 <sup>17</sup> 等、支援が必要 なこどもを受け入れることができるよう、必 要な保育士、看護師を配置します。	子育て推進課
8	障害児の受入れ	各保育所で集団保育の可能な障害児を受け 入れるために必要な改修を行います。	子育て推進課
9	保育士研修の支援	保育の質の向上を図るための研修の受講支 援を行います。	子育て推進課
10	保育施設の整備	保育所、幼稚園、認定こども園などの保育 施設の整備や改修等に補助を行います。	子育て推進課

-

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> **医療的ケア児** 経管栄養注入やたんの吸引など医療的な生活援助行為によるケアを日常的に必要とする児童。

### 施策の方向 2 放課後の児童等の健全育成に努めます

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、留守家庭児童学級、留守家庭児童クラブにおいて、遊びや生活の場を提供するとともに、こども達が放課後を安全・安心に過ごせるための取組を支援します。

## 【主な取組】

## ●留守家庭児童学級、留守家庭児童クラブの適切な運営に努めます。 <取組№1>

留守家庭児童学級、留守家庭児童クラブの学級運営にあたっては、一人ひとりの 状況について、保護者や学校等の関係機関としっかり情報共有し、きめ細かな対応 をします。

また、支援員等の資質向上のため、研修会への参加を促進します。

# ●こども達が学習や体験・交流活動を行う地域の「放課後子ども教室」を支援します。 <取組No.3>

各教室の運営スタッフに対して、ボランティア養成講座を開催するとともに、情報交換会を開くことで、各教室の活動内容の充実に努めます。

No.	取組	内容	担当課
1	留守家庭児童学級・ 留守家庭児童クラブ の運営	保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童を対象として、遊びや生活の場を提供し、こどもの健全育成を図ります。	子育て推進課福祉総務課
2	   児童館の運営 	児童に健全な遊び場を提供し、各種の運 動、創作活動等を行います。	福祉総務課
3	放課後子ども教室	放課後における安全・安心なこどもの居場所を提供するため、地域の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動を行います。	生涯学習課
4	スポーツ少年団の活動支援	小学生をスポーツに親しませ、心身とも に健康な児童を育成するため、スポーツ少 年団の活動を支援します。	スポーツ振興課
5	地域クラブ活動の支 援	こども達がスポーツ・文化・芸術活動に 継続して親しむことができる環境を整備し ます。	学校教育課 スポーツ振興課 文化振興課

#### 3 学校の教育環境を整備します

豊かな心をもち、たくましく生き抜くこどもを育成します。

いじめや不登校、困難に直面したこどもに対して、学校や専門機関と連携し、一人ひとりの状況に合わせた迅速かつ適切な支援や問題解決に取り組みます。

バリアフリー化など計画的に学校施設を改修し、こどもの安全で良好な学習環境を整えます。

#### 【主な取組】

#### ●学校・家庭・地域が連携してこども達の成長を支えます。

<取組No.1>

保護者や地域の方等の学校運営への適切な参画と連携の強化を図り、こども達自身が地域の中でのびのびと育つための学校づくりを推進します。

#### ●いじめを見逃さない学校づくりを推進します。

<取組№2・3>

いじめ等の問題行動の未然防止のために、全ての児童・生徒の発達を支え、心の 教育の充実を図ります。

#### ●こどもの困り感に寄り添うカウンセリングや支援の充実を図ります。

<取組№2・3>

専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー18の配置やスクールソーシャルワーカー19の派遣等により、困っているこども達への支援を進めるなど、各学校の教育相談体制の充実を図ります。

フリーダイヤルにより、こども達の相談に対応します。

#### ●学校に行きづらいこどもの学びと成長を支えます。

<取網No.2>

不登校状況にあるこども達に対して、教育支援センター「オアシス教室」の活用や在宅支援のほか、一人一台タブレット端末等を用いるなど学習保障を工夫します。



#### ●公立学校施設の整備充実に努めます。

<取組No.5>

学校施設の耐震化や老朽化対策を実施し、安全・安心な学校づくりを推進します。 また、デジタル化や少人数学級化、バリアフリーやカーボンニュートラルなど、 時代の変化に対応し、誰でも利用しやすく環境に配慮した施設整備を推進します。

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> **スクールカウンセラー** いじめや暴力行為などの児童・生徒の問題行動や不登校などに適切に対応するため、児童・生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識や経験をもとに支援する専門家。

<sup>19</sup> **スクールソーシャルワーカー** いじめ、暴力行為、長期欠席、児童虐待等の生徒指導上の諸問題に対応するため、社会福祉 士等の専門的な知識・技術等を用いて、児童・生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行う専門家。

No.	取組	内容	担当課
1	学校運営協議会を核 とした地域とともに ある学校づくりの推 進	コミュニティ・スクール <sup>20</sup> の連携・協働体制 を活かし、地域に開かれた学校づくりを推進し ます。	学校教育課
2	いじめ等の問題行動 や不登校の早期発 見・早期対応に向け た組織的な取組の充 実	スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣及び関係機関との連携等によるこども・家庭・学校等への相談・支援体制の充実を図ります。 教育支援センター「オアシス教室」において、学校に行きづらいこどもの教育相談、学習指導及び体験活動を実施し、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな指導を行います。	学校教育課
		フリーダイヤルの「教育相談電話」で、相談 に対応します。	学校教育課
3	いじめ・悩み相談	フリーダイヤルの「ヤングテレホン防府」 で、青少年に関わる悩みや相談に対して、助 言、指導及び関係機関への紹介等を行います。	生涯学習課
4	防府市青少年語学研 修派遣	姉妹都市であるアメリカ合衆国ミシガン州モンロー市へ中・高校生を派遣し、外国に対する 理解及び国際協調の精神を養成します。	文化振興課
5	学校施設の整備	防府市学校施設長寿命化計画に基づいて、 小・中学校の施設の老朽化対策及びバリアフリ ーやカーボンニュートラルに対応した改修など を行います。	教育総務課
6	生と性についての学習	「命の大切さ」や「命のつながり」を学び、 自分を大切にし、他人を思いやる心を育てるた めの授業を依頼のあった小学校の高学年児童を 対象に行います。	こども相談支援課

-

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> **コミュニティ・スクール** 学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」という。コミュニティ・スクールは、地域の公立学校の運営に、保護者や地域住民の声を生かす仕組み。

#### 4 心身の健全育成を推進します

こどもの健やかな成長のために、自らが心身の健康に関心を持ち、心身の健康づくりができるよう、必要な知識や態度を身に付けるための取組を行います。

特に、心身の健全育成に最も必要な「食」に関する知識と、健全な食生活を確立できるよう食育を推進します。

#### 【主な取組】

#### ●乳幼児期から規則正しい生活習慣の確立に努めます。

<取組No.1>

乳幼児期の健康診査の機会等を活用し、規則正しい食生活や、十分な睡眠、適切 な歯磨きなどについて、健康的な生活習慣の獲得を支援します。

#### ●家庭や保育所等における食育を推進します。

<取組№4・5>

こども達が生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭等において、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育を推進します。



また、家庭で食育を推進するため、3 歳児健康診査に 併せて、魚や野菜をテーマにした絵本をプレゼントしま す。

# ●望ましい食習慣を身につけるため学校における食育を推進します。 <取組No.6>

生きた教材である学校給食の機会を活用した食に関する指導の充実を図ります。 地域や家庭と連携しながらこども達自身が望ましい生活習慣や食習慣を身に付け られるよう働きかけます。

## ●自分を大切にする気持ち、他人を思いやる気持ちを育みます。 < 収組No.8>

小学校高学年の児童を対象に、「命の大切さ」、「命のつながり」を学び、「自分を大切にし、他人を思いやる心」を育てるため、「生と性についての学習」を行います。

#### ●こどもが本に親しむ機会の充実を図ります。

<取組No.11~14>

全てのこどもが等しく、いつでもどこでも多くの優れた書物と触れ合い、読書に親しむことができる環境の整備に努めます。

また、児童向けの図書や保護者向けの子育てに関する図書を収集・推奨し、おはなし会を開くなど、親子で共に読書を楽しむ機会の充実を図ります。

## ●公園のトイレや遊具等の更新・バリアフリー化を行います。 <取組№17~21>

地域の憩いの場として、誰もが安全に利用できるよう、公園施設や遊具の点検、維持管理、更新を行います。

みんなが安心して利用できるよう、老朽化した トイレの早期改修に合わせ、バリアフリー(多目 的)トイレの整備に努めます。



No.	取組	内容	担当課
1	乳幼児健康診査 【再掲】	乳幼児の疾病の早期発見や発育・発達の確認 を行うとともに、育児や発達等の不安について の相談に応じ、必要な支援につなげます。	こども相談支援課
2	健康づくり推進のつ どい	広く市民に、食を含めた健康づくりに対する 理解と関心を深めるイベントを開催します。	健康増進課
3	食生活改善推進員 <sup>21</sup> の活動支援	食生活改善推進員が食育等の活動を行えるよう、知識と技術向上のための研修を実施します。	健康増進課
4	保育所・幼稚園・認 定こども園等におけ る食育の推進	配膳、片づけに関わる体験や野菜等の栽培、 調理体験を通じて、食に対する主体性を育む取 組を行います。	子育て推進課
5	食育の絵本のプレゼ ント 【再掲】	こどもが食べる楽しさや、食事に関心を持つ ことができるよう、3歳児健康診査を受診した 親子へ、魚や野菜をテーマにした絵本を1冊贈 ります。	こども相談支援課
6	学校における食の教 育の充実	学校給食の機会を活用し、食に関する指導の 充実を図ります。	学校教育課
7	親子の料理教室	小学生とその親を対象に親子の料理教室を食 生活改善推進協議会と連携して開催します。	健康増進課
8	生と性についての学 習 【再掲】	「命の大切さ」や「命のつながり」を学び、 自分を大切にし、他人を思いやる心を育てるた めの授業を依頼のあった小学校の高学年児童を 対象に行います。	こども相談支援課
9	乳幼児と児童・生徒 とのふれあいの機会 の提供	小・中・高等学校と連携し、保育所や乳幼児 健診の場、子育てサークル活動の場などを利用 することで、児童・生徒と乳幼児とのふれあい の機会を提供します。	こども相談支援課 学校教育課 子育て推進課

49

 $<sup>^{21}</sup>$  **食生活改善推進員** 市から依頼を受け、地域住民の食生活改善を中心とした健康づくりのための普及啓発のボランティアを行っている。

No.	取組	内容	担当課
10	デートDV <sup>22</sup> 予防の 啓発	公立中学校において、交際相手からの暴力の 予防のための講座を実施します。	福祉総務課
11	学校図書館の充実	学校司書を配置するとともに、資料の管理や 有効活用を図るため学校図書館管理システムを 導入し、学校図書館におけるこども達の読書環 境の整備に努めます。	教育総務課
12	児童用図書及び地域 文庫・貸出文庫の充 実	多様化する読者の要求に応え、児童用図書を 充実させるとともに、地域文庫や学校等を対象 とする貸出文庫の資料の充実を図ります。	教育総務課
13	図書館の児童奉仕行 事の充実	市民の集会、文化活動、学習交流のための場と設備の提供を行い、図書館利用を促進するために、児童を対象としたさまざまな行事を行います。また、児童を対象としたサークルの集会、文化活動を奨励します。	教育総務課
14	幼児の読書活動への 支援	こども達の読書の習慣を促進するため、市内 の保育所等の読書活動を支援します。	子育て推進課 学校教育課
15	青少年劇場等	児童・生徒に優れた芸術家による生の演奏、 演劇を鑑賞してもらうことにより、豊かな創造 性や情操のかん養を図ります。	文化振興課
16	青少年ボランティア 養成講座	高校生や短大生を対象にボランティア活動の 実践と基本的知識の習得を図ります。	生涯学習課
17	公園・児童遊園等の 整備	親子や地域の方がふれあうことのできる憩い の場を創出するとともに、既存の公園施設等の 改修、更新等の整備を行います。こども家庭セ ンター東側の広場の整備を行います。	都市計画課 子育て推進課 こども相談支援課 ほか
18	公園・児童遊園等の トイレの更新・バリ アフリー化	トイレの更新に合わせ、バリアフリー(多目 的)トイレの整備を行います。	都市計画課 子育て推進課
19	公園・児童遊園の維 持管理	地域と行政が協働して公園等の維持管理を行い、より身近な公園として有効利用を図ります。	都市計画課子育て推進課ほか
20	インクルーシブ遊具 <sup>23</sup> の整備	新築地町防災広場・市内全小学校区に設置したインクルーシブ遊具を、親子や地域のふれあいの場として活用してもらえるように適切に管理を行うとともに、既存遊具の更新時にはインクルーシブ遊具の整備を検討します。	都市計画課 河川港湾課 子育て推進課ほか
21	水辺の空間の保全と 活用	こども達の遊びの場、自然体験の場である 「小野水辺の楽校」を安心して利用してもらえ るように、適切に管理します。	河川港湾課

 $<sup>^{22}</sup>$  デートDV 交際中のカップル間に起こる様々な暴力のこと。被害者の多くが若者であり、一般的なDVの特徴に加えて、思春期・青年の特徴的な心理や性意識・行動が影響している。  $^{23}$  インクルーシブ遊具 年齢やハンディキャップの有無、体格等に関わらず全てのこども達が一緒に遊べる遊具。

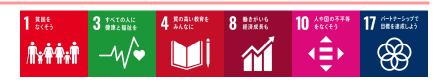
# 【指標】基本目標Ⅱ

指標	現在値	目標値	
	(R6 年度)	(R11 年度)	
朝食を毎日食べる児童の割合(小学5年生)	男子:77.8%(R5)	1,000/	
物民を守口民へる元重の割合(小子3年土)	女子:76.3%(R5)	100%	
むし歯のない 3 歳児の割合	91.0% (R5)	100%	
公園のトイレのバリアフリー化	22 か所	全か所(52 か所)	



基本目標Ⅲ

# こども・若者や家庭にしっかり寄り添い支えるまち



施策の方向

1 児童虐待等の未然防止と適切な支援に取り組みます

こども家庭センターを中心に、こどもに関わる関係機関や市民が、虐待等を正しく理解できるよう、普及啓発に努めます。また、児童虐待等を早期に発見し、「子ども家庭支援センター海北<sup>24</sup>」や、学校、保育所、幼稚園、医療機関、地域等で連携した適切な支援を行います。

#### 【主な取組】

#### ●必要な支援につなぎ、虐待の防止に努めます。

<取組№3・4>

全ての親子を対象とした、乳児期からの健診や面談、各種相談の機会に保護者の 子育てに関する不安や悩みを聴き、子育てについての教室への参加や、継続した家 庭訪問、子育て支援団体とのネットワークを活用し、居場所等につなぐ等、一人ひ とりに寄り添った支援を行い、虐待の防止に努めます。

●虐待の早期発見、早期対応のため、関係機関への普及啓発、連携を図ります。

<取組№2>

虐待が疑われる家庭を早期に発見するため、学校や保育所、幼稚園、医療機関、 地域の関係団体、市民を対象とした講演会の開催など、虐待についての正しい理解 を図ります。

また、虐待対応にあたっては、こどもの権利を守るため、要保護児童対策地域協議会<sup>25</sup>と連携し、迅速な対応に努めます。また、児童虐待など様々な相談に的確に対応していくことができるよう、虐待対応を行う職員の専門的な技術や知識の向上を図ります。

#### ●親子に寄り添った支援を行います。

<取組№1・3~6>

養育環境等に課題を抱える親子に対して、養育環境の改善を図るため、親子の思

24 **子ども家庭支援センター海北** 県が設置する「児童家庭支援センター」で、児童福祉法に基づく児童福祉施設。こどもや 家庭の相談について、児童福祉の専門職が対応する。

<sup>25</sup> **要保護児童対策地域協議会** 虐待を受けているこどもや、要支援児童等の早期発見や適切な保護、こどもや保護者への支援を図るために、「地域の関係機関等が、こどもやその家庭について共に考え、地域全体で支援する」ことを目的とした場であり、情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための協議会。医療機関、学校、警察、児童相談所、行政等で構成。

いを取り入れたサポートプラン26を一緒に作成し、その家庭に必要なサービスの提 供等、寄り添った支援を行います。

#### ●ヤングケアラーについて関係機関、市民の正しい理解を深めます。

ヤングケアラーの早期発見のために、こども本人と接する時間が長い学校をはじめ とする関係機関や、市民を対象とした講演会の開催等、ヤングケアラーについて正 しい理解を図るための啓発を行います。

また、ヤングケアラーと思われるこどもが把握された場合は、本人や家族の意志 を確認したうえで、本人にサービスの利用を勧めるなど、必要な支援につなぎます。

## ●ヤングケアラーについて実態把握を行います。

学校等の関係機関を通じて、こども自身の気付きを促すためのリーフレット配布 や、調査等を行い、ヤングケアラーの実態把握に努めます。

No.	取組	内容	担当課
1	養育支援訪問	妊娠や子育てに特に不安や家庭養育上の問題 を抱える家庭に、こども家庭支援員を派遣し、 子育ての相談や支援を行います。	こども相談支援課
2	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているこどもや支援を必要とする 児童及び妊婦等の早期発見や適切な保護、こど もや保護者への支援を図るために、「地域の関 係機関等が、こどもやその家庭について共に考 え、地域全体で支援する」ことを目的とした場 であり、情報や考え方を共有し、適切な連携の 下で対応します。こども家庭センターが調整機 関の役割を担います。	こども相談支援課
3	母子保健訪問指導 【再掲】	保健師、助産師等が、妊産婦、新生児、乳幼児の家庭訪問を行い、個々に応じた保健指導を行います。	こども相談支援課
4	乳児家庭全戸訪問 【再掲】	生後4か月までの乳児がいる家庭を母子保健 推進員が訪問し、親子の心身の状況や養育環境 等を把握するとともに、不安や悩みに対する相 談に応じ情報提供を行います。	こども相談支援課
5	子育て講座	子育てについての悩みや不安を持っている親 同士が、こどもとの関わり方について一緒に学 ぶ教室を実施します。	こども相談支援課
6	子育て世帯訪問支援 事業	家事や子育て等に不安や負担を抱える子育て 家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児サポート を行い、育児負担の軽減、養育環境の改善を図 ります。	こども相談支援課

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> サポートプラン 支援を必要とするこども、保護者及び妊婦に対して作成するプラン。解決すべき課題、作成対象者の意

向、支援の種類や内容等を記載する。

#### 2 障害のあるこども等や発達が気になるこども等を支援します

障害児等の健やかな成長を促すとともに、一人ひとりのニーズに対応した適切な支援の実施を図るため、障害の疑いのあるこどもも含め、早期支援や相談体制の充実を図ります。

#### 【主な取組】

#### ●障害児福祉手当等を支給します。

<取組№.1 · 5>

重度障害児を対象に、障害ゆえに生ずる経済的な負担等を軽減するため、障害児福祉手当を支給します。また、障害児を対象として県が実施している特別児童扶養手当について、申請の受付と制度の案内を行います。

#### ●重度障害児の医療費を助成します。

<取網№2>

障害児の保健の向上と福祉の増進を図るため、重度障害児の医療費を助成します。

#### ●障害児に必要な用具等の購入・修理を支援します。

<取網№3・4>

経済的な負担の軽減及び障害児の健全な発達のため、身体障害児を対象に、車椅子、補聴器、義肢、歩行器等の補装具の購入・修理費用を助成します。また、日常生活用具として、各障害に応じて定められた品目の購入費用を助成します。

#### ●障害児がよりよい日常生活・社会生活を送るための支援をします。

<取組№6~9>

未就学児を対象に、児童発達支援センターや児童発達支援事業所などの施設で、

日常生活に必要なスキルの獲得や認知発達コミュニケーション、集団生活への適応訓練などの支援を行います。 就学児を対象に、将来的に自立した生活を送れるよう、 放課後等デイサービス事業所において、様々な活動を通 してサポートします。

また、他の児童との集団生活に適応するため、支援員が保育所や学校等を訪問し、専門的な支援を行います。



## ●特別な教育的支援を必要とするこどもに対して 適切な支援と指導を行います。 <取組№10>

特別な配慮を必要とするこどもとその家庭の状況を踏まえた適切な相談指導支援体制を整備します。

No.	取組	内容	担当課
1	障害児福祉手当の支 給	重度障害児を対象に、障害児福祉手当を支給 し、育成を援助します。	障害福祉課
2	重度心身障害者医療 費の助成	一定の所得要件等を満たす重度障害者(児) の医療に要する経費のうち、医療保険の自己負 担額を助成します。	障害福祉課
3	障害児補装具の購 入・修理費等の助成	身体障害児に対し、補聴器、義肢、車椅子等 の補装具の交付及び修理費を支給します。	障害福祉課
4	障害児日常生活用具 の助成	日常生活を営むのに支障がある障害児に対し、日常生活上の便宜を図る用具の給付費を支給します。	障害福祉課
5	特別児童扶養手当の 受付・相談	県が実施する特別児童扶養手当の支給の受付 を行うとともに、相談に応じます。	障害福祉課
6	児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への 適応訓練、その他必要な支援の給付費を支給し ます。	障害福祉課
7	児童発達支援センター	地域の障害児やその家族への相談、障害児を 支援する事業所等への援助・助言を行うなど、 地域の中核的な療育支援施設としての役割を果 たします。	障害福祉課
8	放課後等デイサービスの充実	就学児を対象に、放課後や休日に、生活能力 の向上のために必要な訓練、社会との交流の促 進その他必要な支援の給付費を支給します。	障害福祉課
9	保育所等訪問支援	障害児通所施設等の支援員が保育所等を訪問 し、障害児に対して、他の児童との集団生活へ の適応のため、専門的な支援などを行います。	障害福祉課
10	特別支援教育の充実	個々の特性に応じた指導の実施や学習環境の 充実に向けた取組を進め、特別な支援を必要と するこどもの教育的なニーズに対応するととも に、インクルーシブ教育 <sup>27</sup> の推進を図ります。	学校教育課
11	5歳児発達相談会 【再掲】	年中児を対象とした相談会で、集団生活や家庭で気づいた、こどもの発達特性について、小児科医や心理士等、専門職に相談し、助言を受けることで、園や家庭等でこどもと関わり方の参考にするとともに、就学にむけた必要な対応につなげます。	こども相談支援課

-

 $<sup>^{27}</sup>$  **インクルーシブ教育** 障害の有無でこどもを区別せず、同じ場所で一緒に学ぶ教育のこと。

#### 3 ひとり親家庭を支援します

ひとり親家庭の個々に抱える課題に寄り添いながら、相談支援や経済的支援、自立に向けた支援を行います。

#### 【主な取組】

#### ●ひとり親家庭における医療費を助成します。

#### <取網No.1>

市民税所得割非課税の世帯のひとり親家庭の父・母及びこどもの保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図るため、父・母及びこどもの医療費にかかる自己負担分を助成します。

#### ●ひとり親家庭に対する経済的な支援を行います。

#### <取組№.2・4>

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図るため、ひとり 親家庭の父・母に児童扶養手当を支給します。また、経済的な理由によりこどもの 高校や大学等の進学が困難なひとり親家庭や、生活が困窮しているひとり親家庭に 対し、就学支度資金等を無利子または低金利で貸付けを行います。

#### ●ひとり親家庭等の就業をサポートします。

#### <取組№3>

ひとり親家庭の自立を促進するため、相談から就労までハローワーク等と連携を 図りながら総合的な就業支援を行います。また、就労に必要となる資格取得や技能 習得のために教育訓練や養成訓練を受講する場合に、自立支援給付金による支援を 行います。

#### ●子育て支援や生活支援を行います。

#### <取組M.3>

ひとり親家庭の自立と生活や子育て等に対する不安の解消のため、自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行います。



No.	取組	内容	担当課
1	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の保健の向上及びその生活の安定と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の医療費を助成することにより無償化します。	子育て推進課
2	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、 児童の福祉の増進を図るため、手当を支給しま す。	子育て推進課
3	母子・父子自立支援 員による支援	ひとり親家庭等を対象に、母子・父子自立支援員が自立に必要な相談、指導等を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子育て推進課
4	母子父子寡婦福祉資 金貸付の受付・相談	県が実施する母子・父子・寡婦福祉資金の貸付の受付を行うとともに、返済等の相談に応じます。	子育て推進課

#### 4 青少年の非行・被害防止や自立を支援します

こども・若者が健やかに成長できるよう、少年非行・犯罪被害防止のための啓発 や、若者の就職等に関する自立支援を行います。

また、携帯電話やインターネットが急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等が生じていることから、関係機関等と連携し、安全に安心して利用できるよう、 啓発活動を行います。

#### 【主な取組】

## ●ひきこもりの状態にある方に対しサポーターを派遣します。 <取組M.1>

ひきこもりサポーター<sup>28</sup>を派遣し、ひきこもり本人や家族等に寄り添い、一人ひ とりの状況やペースに合わせた支援を行います。

#### ●ひきこもり状態にある方の孤立感の解消や社会参加に向けた支援を行います。

「山口県ひきこもり地域支援センター」の地域拠点である防府保健所と連携し、 本人の悩みや体験を話し合う会を定期的に実施します。

#### ●青少年の非行・被害防止活動を推進します。

<取組№3・4>

青少年の犯罪や非行の防止と、青少年の被害を防止するため、学校、警察、地域 住民等が連携して、「社会を明るくする運動<sup>29</sup>」や「青少年の非行・被害防止運動」 の取組や地域の巡視活動を通じて、青少年の健全育成を図っていきます。

小・中学校では、薬物乱用、喫煙、飲酒等については保健体育の授業で健康被害の防止を行っていくとともに、警察や学校薬剤師と連携して薬物乱用防止教室を実施していきます。

また、こどもがインターネット等による被害に遭わないよう、トラブル予防等について、各学校で情報モラル30教室を実施するとともに、広報・啓発活動を行います。

#### ●消費者被害防止のための啓発活動をします。

<取組No.5>

こどもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防止するため、各種講座の 開催や消費生活に関するパンフレットを配布する等、情報提供や啓発活動を行いま す。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> **ひきこもりサポーター** 県の養成研修を受け、ひきこもりに関する基礎知識を習得し、ひきこもり状態にある人及びその 家族の支援を行う者。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> **社会を明るくする運動** すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それ ぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> 情報モラル 情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度。

# ●若者の就労支援を行います。

<取組№6>

「ほうふ若者サポートステーション<sup>31</sup>」の利用促進の支援や、県やハローワーク など各支援機関同士の情報交換の機会を設け、関係機関の連携により、若者の就労 支援を行います。

No.	取組	内容	担当課
1	ひきこもりサポータ 一の派遣	地域におけるひきこもり状態にある人及びその家族に対して必要な相談支援を行うことにより、ひきこもり本人の自立の推進を図ります。	障害福祉課
2	青少年の非行被害防 止活動	青少年育成市民会議をはじめ、学校、警察等 との連携を強化し、「社会を明るくする運動」 や「青少年の非行・被害防止運動」の取組を通 して、青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課
3	巡視活動	青少年育成センターの指導員と地区の青少年 補導員とが、巡視活動を行い、青少年の指導、 保護育成に努めます。	生涯学習課
4	広報啓発活動	広く市民に青少年健全育成や非行防止の意識 を醸成するため、広報紙、ホームページ等を活 用し、啓発活動を推進します。	生涯学習課
5	消費者被害防止の啓 発活動	こどもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防止するための情報提供や啓発活動を 行います。	くらし安全課
6	ほうふ若者サポート ステーションへの支 援	「ほうふ若者サポートステーション」と各支援機関のネットワーク形成を図るため「防府市若者自立支援ネットワーク会議」を開催します。また、市広報などへの掲載により、「ほうふ若者サポートステーション」の利用の促進をします。	商工振興課



 $<sup>^{31}</sup>$  **ほうふ若者サポートステーション** 厚生労働省からの委託で、働くことに悩みを抱えている方(15歳~49歳)を対象に、無料で就労に向けた支援を行っている機関。

#### 施策の方向 5 生活に困難を抱えるこども等を支援します

生活保護世帯を含む生活困窮世帯の保護者及びこども等の生活の安定と自立の促進に向けて、就業支援や経済的支援、子育て等の生活支援に取り組みます。

#### 【主な取組】

●福祉総合相談窓口において、複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱える方々 へ相談支援を実施します。

子育てと介護の両立、生活困窮、ひきこもりなど、こどもや若者、子育て家庭などが暮らしの中で直面する複雑化、多様化した困りごとの相談を受け、こども家庭センターや専門機関等と連携し、適切な支援につなげます。

#### ●生活困窮者の社会的・経済的な自立を促進するため、相談支援を実施します。

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、防府市社会福祉協議会と連携 し、必要な情報提供や相談支援を行います。さらに、包括的かつ計画的な様々な支 援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

#### ●生活困窮世帯等のこどもに対し、学習の支援を実施します。

<取組No.2>

生活困窮世帯等の中学3年生を対象に、学習支援を実施します。

こどもの現在及び将来において、生まれ育った環境に左右されることがなく、また、貧困の連鎖を防止するため、貧困の状況にあるこどもの学習を支援し、教育の機会均等を図ります。

No.	取組	内容	担当課
1	就学援助【再掲】	経済的な理由により就学困難と認められる児 童・生徒の保護者に対して必要な援助をしま す。	学校教育課
2	生活困窮者等の学 習支援	生活困窮世帯等の中学3年生を対象に学習支 援を実施します。	生活支援課

#### 【指標】基本目標Ⅲ

指標	現在値	目標値	
<b>担 </b> 惊	(R6 年度)	(R11年度)	
ひきこもりの相談等支援	11人	倍増	
食料が買えない経験(生活実態調査)	15.5%	減少	
感情的に叱る、叩くなどをしないで子育てを	67.00/ (DE)	増加	
している親の割合	67.0% (R5)	垣川	
虐待、ヤングケアラーの研修等の受講者数	635人	1,000人	
信付、バンググアノーの1川修寺の文神石数	(R1∼R5)	(R7~11 累計)	



# こども・若者を地域全体で支えるまち



施策の方向

1 こども・若者の安全を確保します

こどもの見守りや交通安全対策に取り組み、こどもの安全・安心を確保するため の活動を推進します。

#### 【主な取組】

#### ●通学路等の安全対策の充実を図ります。

<取組No.3>

こどもが安全に通行することができるよう、側溝蓋掛け等の路肩整備、キッズ・ ゾーン<sup>32</sup>や反射鏡、路肩部のカラー舗装、防護柵設置等の必要な安全対策を講じま す。

また、道路拡幅や新規路線整備が可能な箇所については、幅が広く段差のない歩道を整備します。

# ●安全・安心な登下校のための支援をします。<取組No.5・6>

不審者等から身を守るとともに、防犯 に対する意識の高揚を図るため、新入学 児童を対象に防犯ブザーを支給します。

児童・生徒の交通マナーや安全意識向 上のため、県警や防府警察署、交通安全 協会による交通移動教室を開催します。



#### ●こどもの身近な避難場所「子ども110番の家」33の設置を進めます。

<取網No.7>

登下校時などで不審者からの声かけやつきまとい行為など、こどもを対象とした 犯罪被害等からこども達の身を守る避難場所(通学路等に面した家や商店、事業所 等)として「子ども 110 番の家」の設置を進め、地域でこども達を守る社会づくり を促していきます。

<sup>32</sup> **キッズゾーン** 保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、保育所等の周囲半径500メートルを原則として設定

<sup>33</sup> **子ども110番の家** こどもが登下校時などに、不審者からの声かけ等の被害を受けて身の危険を感じた時に、避難場所 として駆け込み、一時的に保護して警察に通報、学校・家庭へ連絡するなどして、地域ぐるみでこどもの安全を守るボラ ンティア活動。

# ●みまもり隊の活動を支援します。

<取組№8>

こどもが安全・安心に登下校できるよう見守っていただいている、みまもり隊の 活動を支援します。

No.	取組	内容	担当課
1	幼児期の交通安全指 導及び指導者の養成	交通安全意識を高め、こどもを交通事故から 守るため、体験学習を通して、幼児及び保護者 に対する交通安全教育や啓発を行います。	くらし安全課
2	防府地区防犯対策協 議会の活動支援	防犯思想の普及を図り、地域と一体となった 地域安全活動を推進します。	くらし安全課
3	通学・通園の安全対 策の充実	歩道及び交通安全施設が未整備となっている 路線について、こどもが安全に通行することが できるよう、幅の広い段差のない歩道を整備す るとともに、防護柵、反射鏡等の交通安全施設 を計画的に設置します。	道路課
4	小・中学校の防犯力 メラ・緊急放送設備 等の設置	小・中学校への不審者等の侵入に対して緊急 放送、避難誘導するため、放送設備を改修する とともに、校内無線通話装置及び防犯力メラを 設置します。	教育総務課
5	防犯ブザーの支給	不審者等から身を守るとともに、防犯に対する危機管理意識の高揚を図るため、新入学児童を対象に防犯ブザーを支給します。	学校教育課
6	交通安全教室の開催	児童・生徒の交通マナーや安全意識の向上の ため、県警、防府警察署、交通安全協会による 交通移動教室を開催します。	学校教育課
7	子ども110番の家の設置	登下校時などに、不審者からの声かけ、痴 漢、つきまとい行為等の被害から、こども達の 身を守るため、避難場所として子ども110番 の家を設置します。	生涯学習課
8	みまもり隊の活動支 援	登下校中のこどもの安全を確保するために大 きな役割を担っている、みまもり隊の活動を支 援します。	学校教育課
9	いのちの授業	児童・生徒に、いのちの大切さを伝えるため、犯罪被害に遭われた方々等を講師にお迎え して講演会を実施します。	福祉総務課



#### 2 こども・若者の居場所づくりを促進します

生まれ育った環境に関わらず、全てのこども・若者が自分の居場所を持ち、健や かな成長や身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態になることを目指 し、地域の居場所づくりを推進します。

#### 【主な取組】

#### ●こども食堂34の活動を支援します。

<取組No.1>

こどもをはじめ、地域の交流の場となるこども食堂の普及啓発や運営支援を行っ ている「幸せます防府市こども食堂ネットワーク協議会」の活動を支援します。

●地域の居場所づくりを推進するため、地域での活動の支援をします。

<取組No.2>

こども食堂や、学習支援、体験の提供等、市内において「こども・若者の居場所 35づくり」を行う団体を支援します。

●居場所を必要とするこども等が利用できるよう、情報を発信します。

<取組No.2>

こどもや若者が居場所につながるために、ネットワークを活用し地域の居場所の 情報を収集し、SNS36などこどもや若者に届きやすい媒体により、情報を発信し ます。

No.	取組	内容	担当課
1	こども食堂(地域食 堂)の普及啓発	こども食堂の普及啓発を行っている、「幸せます防府市こども食堂ネットワーク協議会」の活動を支援します。	こども相談支援課
2	こどもの居場所づく りの推進	こども食堂や学習支援等を実施する団体の活 動を支援します。	こども相談支援課
3	児童館の運営 【再掲】	児童に健全な遊び場を提供し、各種の運動、 創作活動等を行います。	福祉総務課
4	学校施設開放	学校施設を開放し、スポーツ振興や地域のコミュニティ、世代間交流の場を提供するとともに、こどもの主体的活動の促進を図ります。	教育総務課

 $^{34}$  こども食堂(地域食堂) こども達が気軽に行くことができる無料、または、低額の食堂。  $^{35}$  こども・若者の居場所 こども達が安心して過ごせる場所であり、食事の提供や学習支援を受けたりする中で、交流の機 会や様々な学びを得ることができる場所。

<sup>36</sup> SNS ソーシャルネットワーキングサービスの略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供でき るサービスのこと。代表的なものとして Facebook、LINE、Instagram など。

#### 施策の方向 3 地域全体でこども・子育て家庭を支える取組を推進します

地域全体でこどもや子育て家庭を温かく見守り支える環境づくりを進めながら、子育て支援の取組を実施します。

#### 【主な取組】

# ●子育て支援団体のネットワークと連携し、地域でこども、子育て家庭を見守ります。 <取組No.1>

地域での子育て支援をより一層進めていくため、こども食堂や子育てサロン<sup>37</sup>等の子育て支援団体のネットワークと学校や保育園、幼稚園などの関係機関等が連携し、気になるこどもや家庭を地域全体で見守るとともに、支援につなぎます。

#### ●子育て支援センター38において交流の場を提供します。

<取組No.3>

市内に8カ所ある子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、 交流できる場を提供します。育児相談、子育て情報の提供のほか、イベントなども 開催し、親子の交流を促進します。

## ●こどもの年齢に応じた子育て講座を行います。

<取組№.9>

家庭の教育力向上を図るため、子育て学習会を開講し、基本的な生活習慣や親子の関わり、子育ての悩みを相談できる環境づくりを行います。

また、就学期子育で講座、思春期子育で講座を地域や学校で開催し、保護者が地域との繋がりを感じながら安心して子育でができる環境づくりに努めます。

No.	取組	内容	担当課
1	子育て支援活動団体 への支援	子育て支援を行う団体に対し、子育て支援活 動補助金を交付します。	こども相談支援課
2	ファミリー・サポー ト・センター <sup>39</sup> の運 営	育児の援助を受けたい人と行いたい人で相互 に援助を行うことにより、就労者が仕事と家庭 を両立し、安心して働くことができるよう支援 を行います。	子育て推進課
3	子育て支援センター の運営	地域の子育て支援機能の充実を図るため、子 育て中の親子の交流を促進します。	子育て推進課
4	保育所の地域活動の 促進	保育所と地域の交流を促進するとともに、地 域の子育て力の向上を図ります。	子育て推進課

38 **子育て支援センター** 子育て中の親子が気軽に自由に利用できる施設で、育児相談や園庭開放などを行っている。

<sup>37</sup> 子育てサロン 子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。

<sup>39</sup> ファミリー・サポート・センター 育児の援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、育児を助け合う会員組織。

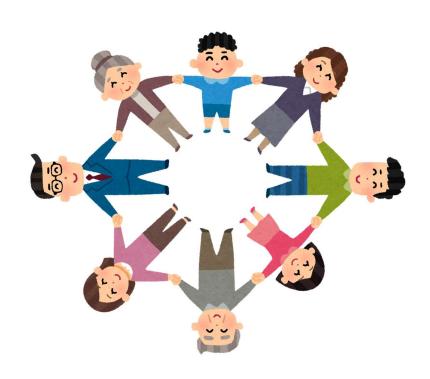
No.	取組	内容	担当課
5	保育園、幼稚園及 び認定こども園の 園庭開放	未就園児を対象とした親子教室、園庭開放等を 行い、子育て中の親子が気軽に集える場を提供し ます。	保育所、幼稚園、 認定こども園
6	3世代交流の充実	世代間の理解と交流の促進に努めるとともに、 高齢者の豊富な経験と技能を若い世代に伝えま す。	高齢福祉課
7	児童委員 <sup>40</sup> 活動の 研修支援	児童委員が地域の親子と知り合い、支え合う活 動を支援します。	福祉総務課
8	家庭教育学級の充 実	乳幼児、小・中学生の保護者を対象に、親と子のふれあいを通じ、乳幼児期・少年期・青年期のそれぞれに応じた内容で家庭教育に関する学習を行います。	生涯学習課
9	子育て講座	親同士のネットワーク化を促進するため、就学 期、思春期と発達年齢期に応じた学習会を開催し ます。	生涯学習課
10	「家庭の日」運動 の推進	家庭の求心力、教育力の低下に対応するため、 「家庭の日」運動の啓発活動等により運動の拡大 を図ります。	生涯学習課
11	家庭教育アドバイザーの活用	県が主催する家庭教育相談員養成講座等の修了者を家庭教育及び子育て支援のネットワークの充実のため、子育てに関する相談員や各種講座の指導者として積極的に活用します。	生涯学習課
12	子ども会の活動支援	地域の団体と連携しながら、異年齢で行われる 子ども会活動の充実と円滑な運営を図ります。ま た、若年指導者の育成に努めます。	生涯学習課
13	青少年育成市民会 議の活動支援	全市的な青少年健全育成の市民運動を展開し、 関係団体の協力の下、各種の育成活動を行うとと もに、市民意識の高揚を図ります。	生涯学習課
14	母親クラブの活動 支援	市内の単位クラブが実施している親子及び世代 間の交流、児童養育に関する研修活動、事故防止 活動等地域に即した活動を支援します。	こども相談支援課
15	母子保健推進員の 人材育成支援	母子保健推進員が家庭訪問等の活動を行えるよう、母子保健事業について十分な認識を持つため の研修を実施します。	こども相談支援課
16	赤ちゃんの駅の啓 発	外出中に授乳やオムツ替えを行うことができる 施設として「赤ちゃんの駅」を整備し、安心して 気軽に外出できる環境を整えます。	子育て推進課
17	子育て応援サイト	利用者の視点にたった子育てに関する様々な情報をわかりやすく提供する子育て応援サイト(母子手帳アプリ母子モ)を運営します。	子育て推進課

\_

 $<sup>^{40}</sup>$  児童委員 地域のこども達が元気に安心して暮らせるように、こども達を見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援を行う。

# 【指標】基本目標IV

+15 +15	現在値	目標値
指 標	(R6 年度)	(R11 年度)
こどもの居場所づくりをする団体数	56 団体	100 団体
母子手帳アプリ母子モの登録者数	3,000人	6,500人
フタス主播団体さいとローカの会加団体数	13 団体	
子育て支援団体ネットワークの参加団体数	(R6.11.27 現在)	100 団体



# ライフステージに応じた主な施策の展開

	妊娠・出産	0~2歳 🏖 🎡	就学前
	不妊治療費の助成	乳幼児健診	
	妊娠届出面談	産後面談	就学援助、
基本目標	妊婦健診・妊婦歯科健診	産後ケア	奨学金の貸付け
I	• 産婦健診	乳幼児・子ども[	医療費の無償化
こどもを産み、	両親学級	児童手当	的支給
育てる喜びや 楽しさが実感で きるまち	新生児聴覚検査	幼児教育・保	<b>発育の無償化</b>
2 0 0.5	こども家	庭センターを中心とした相談	<b>发支援</b>
	子育てと仕	事の両立を支援する職場環境	ラブくり (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
		各種保育・教育サ	ナービスの提供
基本目標			CXOJJEIX
П			
こどもが健やか に成長するまち		食育等心身の健康	事づくりの推進
		及月守心才の庭。	泉ノへりの住庭
基本目標	養育	管について支援を要するこども、ヤン・	グケアラーの早期発見・早期対応
		障害児等への相談支援、『	障害福祉サービスの提供 
こども・若者や			
家庭にしっかり 寄り添い支える		ひとり親家庭への相談支援	、経済的支援
まち			
#+0+		地域の安全・安心	かな環境の確保
基本目標 <b>T(</b> /	子育て支援活動の	団体、こども食堂(地域食堂)	)等への支援
こども・若者を	子育て支援団体ネットワ	ーク等との連携による子育 <b>て</b>	   家庭の見守り、支援
地域全体で支えるまち		で応援サイトによる情報発信	
本市独自の	葉酸サプリメントの配布	県産木材の積木プレゼン	ト児童用かばん
取組「ほうふっ子	 旬の地元食材贈呈	絵本プレゼン	プレゼント

				施策によっては概	は 39 成まじ
小学生		中学生		高校生•大学生 • 若者	
	就	学援助、奨学金の貸付け			
	<b>乳幼児・</b> 号	子ども医療費の無償化			
		童手当の支給			
	こども家庭セン	/ターを中心とした相談支援			
	子育ては	と仕事の両立を支援する職場	環境づく	くり	
各種保育・ま サービスのま	教育 是供				
留守家庭児童 児童クラブ					
UNU	ごめ、不登校等	への適切な対応			
		食育等心身の健康づくりの技	推進		
養育について支	援を要するこ	ども、ヤングケアラーの早期	発見、 <u> </u>	早期対応	
	障害児等	への相談支援、障害福祉サー	ービスの	)提供	
				就労支援	
	ひとり親家庭	[への相談支援、経済的支援			
		ひきこもりへの支援			
		地域の安全・安心な環境ので	霍保		
	子育て支援活	動団体、こども食堂(地域食	 (堂)等	への支援	
子育て	支援団体ネット	- ワーク等との連携による子	育て家庭	庭の見守り、支援	
	Ŧ	<b>子育て応援サイトによる情報</b>	発信		

第5章

# 第3期 子ども・子育て支援事業計画

# 1 教育・保育提供区域の設定

#### (1)教育・保育提供区域の定義

子ども・子育て支援事業計画においては、子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定することとなります。

また、区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを 算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないこととされてい ます。

#### (2) 防府市における教育・保育提供区域

本市では、特定教育・保育施設\*1及び特定地域型保育事業\*2については、「市全域」を1つの教育・保育提供区域とします。

また、地域子ども・子育て支援事業については、基本的には「市全域」を1つの教育・保育提供区域とします。ただし、放課後児童健全育成事業(留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ)については、「小学校区」とします。

	区分	設定区域
特定	市全域	
地	利用者支援事業	市全域
	地域子育て支援拠点事業	市全域
	妊婦健康診査	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	市全域
	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化 事業	市全域
域	新子育て世帯訪問支援事業	市全域
地域子ども・子奈	子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	市全域
	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター 事業)	市全域
쿳	一時預かり事業	市全域
子育て支援事業	延長保育事業	市全域
	病児保育事業	市全域
	新産後ケア事業	市全域
	新姓婦等包括相談支援事業	市全域
	新乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	市全域
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学校区
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域

- ※1 特定教育・保育施設:市町村長が施設型給付費の支給の対象として確認を行った教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)。
- ※2 特定地域型保育事業: 市町村長が地域型保育給付費の支給の対象として確認を行った地域型保育事業 (小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)。

# 2 教育・保育の提供体制の確保

### (1)教育・保育施設の充実(量の見込み及び確保方策)

計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)をニーズ調査結果や防府市に居住するこどもの認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等のこれまでの利用状況と今後の利用希望を踏まえて設定しました。

また、設定した教育・保育の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)を設定しました。

#### ①年齢の設定

	算出対象児童年齢	
1号認定	認定こども園、幼稚園(教育希望)	3~5歳
2号認定	認定こども園、保育所(保育必要)	3~5 歳
3号認定	認定こども園、保育所、地域型保育事業(保育必要)	O~2 歳

## ②量の見込みと確保方策

# 令和7年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	〇歳 保育必要
	認定こども園、保育 所、地域型保育事業	_	_	885人	71 人
の   見	認定こども園、幼稚園	1,002人	_	_	-
量の見込み	認定こども園、保育所	_	1,497人	_	
	合計①	1,002人	1,497人	885人	71 人
確令	特定教育•保育施設**1	1,479 人	1,626人	882人	205人
確保方策	特定地域型保育事業※2	<del>_</del>	_	40 人	17人
	合計②	1,479人	1,626 人	922人	222人
2-1		477人	129人	37人	151人

<sup>※1</sup> 認定こども園、幼稚園、保育所

<sup>※2</sup> 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

# 令和8年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	〇歳 保育必要
<b>二</b>	認定こども園、保育 所、地域型保育事業	_	_	868人	68人
量の見込み	認定こども園、幼稚園	928人	_	<del>_</del>	_
込   み	認定こども園、保育所		1,488人	<del></del>	
	合計①	928人	1,488人	868人	68人
確宜	特定教育•保育施設	1,499 人	1621人	872人	200人
確保方策	特定地域型保育事業	_	_	40人	17人
	合計②	1,499人	1,621 人	912人	217人
2-1		571人	133人	44人	149人

# 令和9年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	〇歳 保育必要
	認定こども園、保育 所、地域型保育事業	_	_	903人	69人
量の見込み	認定こども園、幼稚園	832人	_	<del>_</del>	_
込   み	認定こども園、保育所	_	1,434 人	_	_
	合計①	832人	1,434 人	903人	69人
確令	特定教育•保育施設	1,514人	1,621人	872人	200人
確保方策	特定地域型保育事業	<del>_</del>	_	40人	17人
策 <del>巻</del> 	合計②	1,514人	1,621 人	912人	217人
2-1		682人	187人	9人	148人

# 令和10年度

		1号認定	2号認定	3号	認定
市全域		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	〇歳 保育必要
	認定こども園、保育 所、地域型保育事業	_	_	938人	68人
量の見込み	認定こども園、幼稚園	764人	<u> </u>	<del>_</del>	_
込   み	認定こども園、保育所		1,418人	<del></del>	
	合計①	764人	1,418人	938人	68人
確宜	特定教育•保育施設	1,490人	1,600人	900人	203人
確保方策	特定地域型保育事業	<del>_</del>	<u> </u>	40人	17人
策豊	策 き 合計②		1,600人	940人	220人
	2-1	726人	182人	2人	152人

# 令和11年度

		1号認定	2号認定	3등	認定
	市全域		3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	〇歳 保育必要
	認定こども園、保育 所、地域型保育事業	_	_	975人	67人
量の見込み	認定こども園、幼稚園	708人	_	<del>_</del>	_
込   み	認定こども園、保育所	_	1,416人	_	
	合計①	708人	1,416人	975人	67人
確令	特定教育•保育施設	1,470 人	1,590人	940人	203人
確保方策	特定地域型保育事業	<del>_</del>	<del>_</del>	40人	17人
策豊	策 き 合計②		1,590 人	980人	220人
	2-1	762人	174人	5人	153人

# 3 地域子ども・子育て支援事業の充実

#### (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを、ニーズ調査等を基に、防府市に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業のこれまでの利用状況と今後の利用希望を踏まえて設定しました。

また、設定した地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)を設定しました。

#### ①利用者支援事業

#### 事業概要

こども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に 利用できるよう、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談、助言等を行うととも に、関係機関との連絡調整等を行います。

また、こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期までにわたり、地域の関係機関が連携して切れ目ない相談支援を実施します。

#### 量の見込みと確保方策

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

教育・保育施設や事業等の利用調整、情報提供について、市役所とこども家庭センターの2か所に設置します。

#### ②地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

#### 事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流、育児相談、園庭開放等を行います。

# 対象年齢

〇歳~2歳

# 単位

人(年間延べ利用者数)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	23,848 人	24,325人	24,812人	25,308人	25,814人
②確保方策	8か所	8 か所	8か所	8か所	8 か所

#### ③妊婦健康診査

# 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

# 対象者

妊婦

## 単位

人(年間受診者数)、回(年間延べ受診回数)

# 量の見込みと確保方策

	市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	量の見込み					
	人数	727人	736人	745人	755人	764 人
	回数	10,178 🗆	10,304 🗆	10,430 🗆	10,570 🗆	10,696 🗆
26	確保方策	実施体制:医療 検査項目:国力	だ契約を締結した 乗機関との委託身 が定める基本的な F実施		頁目	

# ④乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

#### 事業概要

生後3か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

# 対象年齢

〇歳

#### 単位

人(年間訪問乳児数)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	727人	736人	745人	755人	764 人
②確保方策	7 470 11 11 3 3 3	子保健推進員 1∠ 建こども部こども			

#### ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

#### 事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等のその家庭に適切な支援を実施します。

また、要保護児童対策地域協議会の研修会を開催し、関係機関の支援者のスキルアップを図ります。

#### 対象年齢

〇歳~18歳未満

# 単位

人(支援対象者数)

## 量の見込みと確保方策

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30人	32人	34人	36人	38人
②確保方策	7 4,0011 115	ざも家庭支援員 ^ 建こども部こども			

#### ⑥子育て世帯訪問支援事業

#### 事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケア ラー等がいる家庭に対して、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みの傾 聴、家事・子育て等の支援を実施します。

#### 対象年齢

〇歳~18歳未満

#### 単位

人(支援対象者数)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4人	6人	8人	10人	12人
②確保方策	実施体制:訪問 実施機関:保險	   支援員 6人   まこども部こども	5相談支援課		

#### (7)子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)

#### 事業概要

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の理由によりこどもの養育が一時的に困難になった場合等に、児童養護施設や里親等で一定期間、こども及び保護者の養育、 保護を行います。

#### 対象年齢

○歳~18歳未満

## 単位

人(年間延べ利用者数)

# 量の見込みと確保方策

市全	≧域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の	見込み	118人	126人	134人	142人	150人
ショ		41 人	44 人	47人	50人	53人
トワートス・	イライ テイ	77人	82人	87人	92人	97人
②確保7	<b></b> 方策	118人	126人	134人	142人	150人
	2-1	0人	0人	0人	0人	0人

#### ⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

### 事業概要

子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

# 対象年齢

〇歳~5歳、小学校1年生~6年生

# 単位

人(年間延べ利用者数)

### 量の見込みと確保方策

	市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1)1	量の見込み	1,470人	1,505人	1,540人	1,580人	1,615人
	就学前	440人	455人	470人	490人	505人
	低学年	400人	410人	420人	430人	440人
	高学年	630人	640人	650人	660人	670人
26	寉保方策	1,470人	1,505人	1,540人	1,580人	1,615人
	2-1	0人	0人	0人	0人	0人

### ⑨-1 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育) 1号認定

#### 事業概要

教育標準時間認定を受けたこどもの通常の利用時間の前後に認定こども園や幼稚園で保育を実施します。

# 対象年齢

3歳~5歳

# 単位

人(年間延べ利用者数)

# 量の見込みと確保方策

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30,705人	29,169人	27,712人	26,325人	25,010人
②確保方策	30,705人	29,169人	27,712人	26,325人	25,010人
2-1	0人	0人	0人	0人	0人

# ⑨-2 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)

#### 事業概要

家庭において保育することが一時的に困難になったこどもを、保護者に代わり 保育所等で保育を実施します。

# 対象年齢

○歳~5歳

# 単位

人(年間延べ利用者数)

### 量の見込みと確保方策

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,178人	3,083人	2,991 人	2,902 人	2,815人
②確保方策	3,178人	3,083 人	2,991 人	2,902 人	2,815人
2-1	0人	0人	0人	0人	0人

### ⑩延長保育事業(時間外保育)

#### 事業概要

保育認定を受けたこどもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を実施します。

# 対象年齢

○歳~5歳

### 単位

人(年間利用者数)

# 量の見込みと確保方策

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,067人	1,052人	1,036人	1,033 人	1,033人
②確保方策	1,067人	1,052人	1,036人	1,033 人	1,033人
2-1	0人	0人	0人	0人	0人

#### ⑪病児保育事業

#### 事業概要

病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難なこどもを一時的に医療機関等に併設した施設で保育を実施します。

# 対象年齢

〇歳~5歳、小学校1年生~6年生

# 単位

人(年間延べ利用者数)

	市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1	量の見込み	1,148人	1,181人	1,214人	1,250人	1,286人
	就学前	1,033人	1,063人	1,093人	1,125人	1,157人
	小学生	115人	118人	121人	125人	129人
2	確保方策	2,000人	2,000 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人
	2-1	852人	819人	786人	750人	714人

#### ⑫産後ケア事業

### 事業概要

心身のケアや授乳相談、育児のサポート等の産後ケアを必要とする母子に対し、 心身のケアや育児サポートを医療機関等で行います。

# 対象者

産婦

### 単位

人(年間延べ利用者数)

# 量の見込みと確保方策

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	788人	796人	806人	818人	827人
②確保方策	788人	796人	806人	818人	827人
2-1	0人	0人	0人	0人	0人

#### 13 妊產婦等包括相談支援事業

## 事業概要

面接により、情報提供や相談等を行い、妊娠届出時と産後の面接時に5万円相当の経済的支援を行います。

# 対象者

妊婦及び産婦

# 単位

回(年間延べ受診回数)

	市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	妊娠届出数	727件	736件	745 件	755 件	764 件
	面接回数(※)	20	20	20	20	20
<del>分</del>	面接実施合計回数	1,526 🗆	1,545 🗆	1,564 🗆	1,585 🗆	1,604 🗆
26	在保方策 全保方策	1,716 🗆	1,716 🗆	1,716 🗆	1,716 🗆	1,716 🗆
	2-1	190 🗆	171 🗆	152 🗆	131 🗆	112 🗆

<sup>※</sup>妊娠届出時・産後面談の2回。妊娠後期面談は希望者のみ実施。

#### (4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

# 事業概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備し、保護者がリフレッシュできるよう支援します。

# 対象年齢

○歳6ヵ月~2歳

# 単位

人(必要定員数)

# 量の見込みと確保方策

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	55人	53人	53人	52人	51 人
②確保方策	57人	55 人	54 人	53人	54 人
2-1	2人	2人	1人	1人	3人

#### ⑤放課後児童健全育成事業(留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ)

### 事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後等に家庭で保育することができない小学生の保育を実施します。

# 対象児童

小学校1年生~6年生

# 単位

人(利用者数)

	富海小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1	量の見込み	19人	14人	11人	12人	12人
	低学年	14人	11 人	8人	10人	10人
	高学年	5人	3人	3人	2人	2人
2	確保方策	40人	40 人	40人	40 人	40 人
	2-1	21 人	26人	29人	28人	28人

	牟礼小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(	①量の見込み	98人	99人	98人	92人	84 人
	低学年	92人	89人	87人	79人	71 人
	高学年	6人	10人	11人	13人	13人
(	2確保方策	100人	100人	100人	100人	100人
	2-1	2人	1人	2人	8人	16人

牟	礼南小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1	量の見込み	95人	94 人	96人	87人	91 人
	低学年	79人	74 人	76人	68人	72人
	高学年	16人	20人	20人	19人	19人
2	確保方策	93人	93人	93人	93人	93人
	2-1	▲2人	▲1人	▲3人	6人	2人

# ▲は高学年

J	勝間小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1	量の見込み	96人	95人	94 人	99人	92人
	低学年	82人	83人	83人	87人	79人
	高学年	14人	12人	11人	12人	13人
2	確保方策	100人	100人	100人	100人	100人
	2-1	4人	5人	6人	1人	8人

7	公崎小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	量の見込み	148人	134人	130人	128人	122人
	低学年	126人	113人	113人	112人	108人
	高学年	22人	21 人	17人	16人	14人
2	確保方策	150人	150人	150人	150人	150人
	2-1	2人	16人	20人	22人	28人

1	華浦小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1	量の見込み	116人	113人	111人	110人	112人
	低学年	105人	101人	96人	96人	98人
	高学年	11人	12人	15人	14 人	14 人
2	確保方策	110人	110人	110人	110人	110人
	2-1	▲6人	▲3人	▲1人	0人	▲2人

# ▲は高学年

3	新田小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1	量の見込み	115人	115人	113人	105人	100人
	低学年	99人	103人	99人	92人	86人
	高学年	16人	12人	14人	13人	14人
2	確保方策	120人	120人	120人	120人	120人
	2-1	5人	5人	7人	15人	20人

野島小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
低学年	0人	0人	0人	0人	0人
高学年	0人	0人	0人	0人	0人
②確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
2-1	0人	0人	0人	0人	0人

	向島小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1	量の見込み	5人	3人	3人	4人	6人
	低学年	2人	3人	3人	4人	6人
	高学年	3人	0人	0人	0人	0人
2	確保方策	40人	40 人	40人	40 人	40人
	2-1	35人	37人	37人	36人	34人

	中関小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
C	量の見込み	159人	160人	163人	157人	155人
	低学年	147人	144人	141人	136人	134人
	高学年	12人	16人	22人	21 人	21 人
2	確保方策	165人	165人	165人	165人	165人
	2-1	6人	5人	2人	8人	10人

Ī	西浦小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	量の見込み	31人	26人	20人	19人	17人
	低学年	22人	21 人	17人	16人	14人
	高学年	9人	5人	3人	3人	3人
2	確保方策	40人	40 人	40 人	40 人	40 人
	2-1	9人	14人	20人	21 人	23人

	華城小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1	量の見込み	217人	233人	235人	226人	222人
	低学年	194人	211人	206人	199人	190人
	高学年	23人	22人	29人	27人	32人
2	確保方策	220人	220人	220人	220人	220人
	2-1	3人	▲13人	▲15人	▲6人	▲2人

# ▲は高学年

,	左波小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1	量の見込み	161人	162人	153人	155人	148人
	低学年	136人	128人	117人	119人	116人
	高学年	25人	34 人	36人	36人	32人
2	確保方策	148人	148人	148人	148人	148人
	2-1	▲13人	▲14人	▲5人	▲7人	0人

# ▲は高学年

	小野小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(	量の見込み	15人	12人	9人	7人	7人
	低学年	10人	10人	8人	6人	6人
	高学年	5人	2人	1人	1人	1人
2	確保方策	40人	40 人	40人	40 人	40人
	2-1	25人	28人	31人	33人	33人

	右田小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
C	量の見込み	208人	213人	207人	196人	195人
	低学年	181人	185人	168人	163人	161人
	高学年	27人	28人	39人	33人	34 人
2	確保方策	203人	203人	203人	203人	203人
	2-1	▲5人	▲10人	▲4人	7人	8人

▲は高学年

	玉祖小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1	量の見込み	52人	45人	45人	43 人	41 人
	低学年	36人	33人	37人	33人	31 人
	高学年	16人	12人	8人	10人	10人
2	確保方策	78人	78人	78人	78人	78人
	2-1	26人	33人	33人	35人	37人

-	大道小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	量の見込み	30人	30人	31 人	30人	28人
	低学年	27人	26人	27人	27人	24 人
	高学年	3人	4人	4人	3人	4人
2	確保方策	40人	40人	40人	40 人	40人
	2-1	10人	10人	9人	10人	12人

# ⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費又は行事への参加に要する費用等の助成を行います。

#### ①多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

#### 事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

第6章

計画の推進体制

## 1 計画の推進

本計画に基づくこども・若者施策については、福祉・保健・医療・教育・雇用など、幅広い分野にわたる施策と連携しながら総合的に推進します。

また、国や県、他の自治体とも連携を図るとともに、市民や関係機関・団体と一体となって取り組んでいきます。

# 2 財政上の措置

本計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるように努めます。また、国・県等の支援制度を積極的に活用します。

# 3 施策の推進状況管理

「防府市こども計画」に基づく施策の着実な推進を図るため、防府市子ども・子育て会議及び防府市こども施策推進協議会に、推進状況について年度ごとの事業計画及び実績を報告し、審議、意見をいただきます。いただいた意見は、当該年度以降の施策に反映させます。



参考資料

#### 防府市こども会議で聴取した意見

- 1 防府市こども会議 テーマ「ほうふっ子が想像☆創造する未来の防府」
- 2 開催日令和5年11月11日(土)16時から17時まで
- 3 参加者ほうふみらい塾塾生(小学5年生~中学2年生) 12人

#### 4 話し合った内容

(1) 防府市のこどもたちは、どうして幸せだと答えたと思いますか?(夏休み中に行った市内に居住する小学5・6年及び中学生へのアンケート結果を事前に配布。)



#### ■ 防府市こども会議とは ■

この会議は、「こどもと子育てにやさしいまち」である防府市が、<u>さらにレベルアップ</u>するために必要となる「子どもたちの意見」をまとめ、**防府市の未来をつくっていく**ために行います。

ほうふみらい塾のみなさん、防府市の未来を一緒に楽しく考えていきま 」よう♪

#### ■ 会議のテーマ ■

#### 「ほうふっ子が想像☆創造する未来の防府」

- ※ 事前に、夏休みに行った「こどもアンケート」の結果を配ります。
- ※ アンケートの結果を参考に、当日、話し合いをしてもらおうと考えています。

#### ■ 開催日時・場所 ■

日時: 令和5年11月11日(土) 16時から17時まで

場所:イオンタウン防府

- ※ ほうふみらい塾「半日店員さんになってみよう」に続けて開催します。
- ※ 防府市こども会議のみの参加も歓迎いたします。
- 終加草値フォーバ ■
- (2) 防府市のこどもたちは、防府のどこが好きだと思っているのでしょうか?
- (3) 防府のことをずっと好きなままでいられるには、どうしたらいいでしょうか?
- (4) あなたの、「防府市がもっとこうなったらいいのにな」のアイデアを教えてください。

#### 5 会議での意見

4(3) 『防府のことをずっと好きなままでいられるには、どうしたらいいでしょうか?』に対する主な意見

#### 施設について

- 防府の有名な建物などを取り壊したりしないように、今の防府を続ければ、防府の事がすきになると思う。
- 自然と触れ合える施設をつくる。遊べる場所がたくさんある。

#### イベントについて

- 防府についてのイベントをもっとたくさんつくる。
- 防府について学ぶイベントを開く。

#### 学ぶことについて

- 学校で防府の事について学習する。
- もっと防府の文化にふれる。防府の歴史を知る。

#### その他

人のことを考える。いじめ対策をもっと強くする。

4(4) 『「防府市がもっとこうなったらいいのにな」のアイデアを教えてください。』 の質問に対する主な意見

### 施設について

- スポーツ施設を増やす。
- ・放課後自由に遊んだりできる施設。
- こどもが遊べる施設をもっとふやす。
- 雨の日でも無料で体を動かせるところを作ってほしい。
- 人工芝のようなところをもっと増やしてほしい。
- 動物園。
- ・大学を増やす。

# 交通、道路について

- バスがいろんな所を走る。
- 外灯をふやす。
- ・安全な通学路、整備された通学路。

#### イベントについて

- ・地域によって娯楽が少ないので増やす。
- 防府市のイベントをふやす。もちまきとか。

#### 体験について

- 将来の夢や仕事について体験するところを増やすこと。
- 学校の授業で農業体験。

#### 交流について

- お年寄りとこどもの交流を促進する。
- 世界との交流を深める。

#### 6 こども会議の意見を踏まえた施策の方向

- ⇒「いじめ」は、重大な社会問題であり、「いじめ」をなくすため、全てのこども達に対して「いじめ」が許されないことを指導するともに、「いじめ」を見逃さない学校づくりを推進します。また自分を大切にし、他人を思いやる気持ちを育む取組を推進します。
- ⇒こども達が放課後自由に遊べる場所、施設等が求められています。公園及び遊 具等の施設を維持管理・整備し遊びの場の充実を図ります。
- ⇒これまでも、こども達が安全に登下校できるよう、道路のカラー舗装やキッズ ゾーン、スクールゾーンを設置しているところですが、引き続き通学路等の安 全対策に取り組みます。

(基本目標Ⅱの「学校の教育環境を整備します」、「心身の健全育成を推進します」、 基本目標Ⅳの「こども・若者の安全を確保します」、に反映しています。)



(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援について調査審議するため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、防府市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。
  - 一 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に規定する事項を処理すること。
  - 二 児童福祉法第8条第2項及び第34条の15第4項に規定する事項を調査 審議すること。
  - 三 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第8条の規定に基づく市町村行動計画に関すること。
  - 四 その他児童福祉に関すること。

(組織)

- 第3条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
  - ー 学識経験を有する者 1人
  - 二 関係行政機関の職員 2人以内
  - 三 各種団体の代表者 15人以内
  - 四 公募の手続により決定した者 2人以内

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

- 第6条 子育て会議の会議(以下単に「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明等の聴取)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、保健こども部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月7日から施行する。ただし、第2条第2号(児童福祉法第34条の15第4四項に規定する事項に関する部分に限る。)の規定は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

(準備行為)

3 第3条の規定による委員の公募に関し必要な行為は、この条例の施行の日前に おいても行うことができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

# 防府市子ども・子育て会議委員名簿

区分		氏	名	所属団体等
学識経験を有す る者	© IE	長	清志	山口短期大学
関係行政機関の 職員	Ш	本	珠美	防府市小学校長会
	池	永	日出夫	防府市民生委員児童委員協議会
	岩	城	淳	社会福祉法人防府海北園
	熊	野	博之	社会福祉法人防府市社会福祉協議会
	今	Ш	元 治	防府市保育協会
	村	Ш	敦	一般社団法人防府医師会
	肥	Ш	久美子	防府市母子保健推進協議会
	32	ф	貴之	防府市幼稚園連盟
各種団体の代表 者	ф	谷	哲	防府市小学校PTA連合会
	〇 東	福	和美	防府市青少年育成市民会議
	松	永	小夜子	防府市子ども会育成連絡協議会
	Ш	崎	和 代	防府市母親クラブ連絡協議会
	島	$\blacksquare$	一道	地域子育て支援センター
	藤	井	孝 造	防府市自治会連合会
	松	$\blacksquare$	和彦	防府商工会議所
	宮	本	千代子	連合山口·県央地域協議会 防府地区会議
公募の手続きに	永	Ш	智 子	一般
より決定した者	Ш	野	悦子	一般

◎は会長、○は副会長

#### 防府市こども施策推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 防府市におけるこども施策の総合的かつ計画的な推進について、幅広い意見を反映させるため、防府市こども施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。
  - (1) こども施策の総合的な推進に関すること

(組織)

- 第3条 協議会は、次の各号の区分による委員30人以内をもって組織し、市長が 依頼する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 各種団体等関係者
  - (3) 公募による者
- 2 前項の委員には、防府市子ども・子育て会議の委員も含むこととする。

(会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。
- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健こども部子育て推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 防府市こども施策推進協議会委員名簿

区分	氏	名	所属団体等
学識経験者	© IE 長	清志	山口短期大学
	池永	日出夫	防府市民生委員児童委員協議会
	岩城	淳	社会福祉法人防府海北園
	熊 野	博之	社会福祉法人防府市社会福祉協議会
	今 川	元 治	防府市保育協会
	村 田	敦	一般社団法人防府医師会
	肥田	久美子	防府市母子保健推進協議会
	徳 冨	順子	一般社団法人防府歯科医師会
	越智	志穂	一般社団法人防府薬剤師会
	弘中	貴之	防府市幼稚園連盟
	山本	珠美	防府市小学校長会
	中谷	哲	防府市小学校PTA連合会
	山本	賢一朗	防府市中学校長会
各種団体等関係	藤屋	龍太郎	防府市中学校PTA連合会
者	村 山	晋 —	防府地区高等学校生徒指導連絡協議会
	〇東 福	和美	防府市青少年育成市民会議
	松永	小夜子	防府市子ども会育成連絡協議会
	山崎	和代	防府市母親クラブ連絡協議会
	島田	一道	地域子育て支援センター
	藤井	孝 造	防府市自治会連合会
	松田	和彦	防府商工会議所
	宮本	千代子	連合山口·県央地域協議会 防府地区会議
	岡野	明子	株式会社 丸久
	中村	信也	防府市障害福祉団体連合会
	松永	朋子	NPO法人コミュニティ友志会
	藤村	敦司	防府保護区保護司会
公募による者	永 田	智子	一般
ム券による白	山野	悦子	一般

◎は会長、○は副会長

#### 防府市子ども・子育て行政推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 防府市の子ども・子育て支援について調査審議する防府市子ども・子育て会議、及びこども施策の総合的な推進に関し協議する防府市こども施策推進協議会を補佐する庁内組織として、防府市子ども・子育て行政推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者とする。
- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、保健こども部次長の職にある者をもって充てる。

(職務)

- 第3条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代 理する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長がこれを招集する。
- 2 会議の議長は、委員長がこれを務める。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健こども部子育て推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 別表

						ポ -	- ツ	tE 6	興 課	長
文化スポーツ観光交流部						//\		3/1/2		IX.
					文	化	振	興	課	長
生	活	環	境	部	<	5	U 3	安全	課	長
					福	祉	総	務	課	州
福	祉部				生	活	支	援	課	長
	TIL			գ	高	命	福	祉	課	長
					障	害	福	祉	課	長
保				部	こども相談支援課長					
	/2 <del>=1</del>	س _	も		子	育	て扌	隹 進	課	長
	健	تے ت	_ 0		健	康	増	進	課	長
					保	険	年	金	課	長
産	業	振	興	部	商	I	振	興	課	長
土				部	道		路	誄	1	長
	木 都	市	建設		河	Ш	港	湾	課	長
					都	市	計	画	課	長
教	育部				教	育	総	務	課	長
					学	校	教	育	課	長
					生	涯	学	習	課	長

編集・発行 防府市保健こども部子育て推進課 〒747-8501 防府市寿町 7番 1号 TEL 0835-25-2343 FAX 0835-25-2259